

2026年度

大学院 医学研究科  
学生便覧

Handbook for Students



藤田医科大学大学院  
FUJITA HEALTH UNIVERSITY GRADUATE SCHOOLS

## 未来のFUJITAを担う皆さんへ

学長 岩田 仲生

大学の責務は知を創造し、伝達し、活用することです。医科大学においてこれらは研究、教育、社会貢献＝臨床ということになるわけですが、ここでもし研究がおろそかになった場合、先進的な臨床研究レベルを推進している市中の病院と大きな違いが無くなってしまいます。つまり、本学の大学としての価値を決めるのは教育でも臨床でも無く研究であるということを改めて大学院生諸君にも認識していただくことが決定的に重要です。

医科大学の研究推進のエンジンは大学院生諸君の活躍にかかっています。もちろん各研究室での研究活動やそれを担い指導してくれる教員の存在は不可欠です。しかし、医科大学の教員の多くは臨床業務や教育業務、さらには様々な管理業務にそのエフォートを多く取られているのが実情です。研究にまさに朝1から晩まで寝食を忘れて没頭できるのは、人生の中でおそらく大学院生の時以外にはないと言っても過言ではありません。

皆さんは医学・医療に貢献したい、未知の疾患の病態を解明して新たな診断・治療法を見つきたい、このような高い理想の元、医学研究の道を志されたはずです。今後様々な現場で医療の担い手として活躍される方が、常にリサーチマインドをもっていくことの重要性については繰り返しますが、本学の理念でもある良き臨床医育成にとってもこの大学院の発展は無くてはならないものです。

2022年にFujita VISION 2030が策定されました。この担い手はまさに大学院生諸君であり、その自覚をもって人生の大切な時間を是非とも有意義なものとしていただきたい。

## Fujita VISION 2030 その時、いちばん動ける藤田学園へ

### ・〈研究〉世界一独創的な研究拠点へ

- ・ 知が混ざり合い、知が生まれる次世代ラボラトリーの実現
- ・ 未来社会の期待に応える次世代研究の推進
- ・ 独創的な研究に挑む次世代人材の育成

# 目 次

大学院医学研究科の3方針	1
--------------	---

## [諸規程/Regulations]

藤田医科大学大学院学則	6
藤田医科大学学位規程	29
藤田医科大学大学院医学研究科学費等減免規程	38
藤田医科大学大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項	41
Matters Agreed upon by the Graduate School of Medicine Committee	53
学生生活について	68
諸届について	69

## [博士課程/Doctoral Course]

修得単位・教育課程表	72
科目履修の概要	73
学位取得までの流れ	74
博士学位論文における評価の考え方	75
学位申請要項	76
Credits and Classes	78
Introduction of Taking Classes	79
Steps to Complete Degree	80
Guidelines for Degree Application	82

## [修士課程/Master's Course]

修得単位・教育課程表	85
科目履修の概要	86
学位取得までの流れ	87
修士学位論文における評価の考え方	88
学位申請要項	89

## [専門職学位課程（2026年度以降入学者）]

修得単位・教育課程表	91
修了要件および履修方法	92
学位取得までの流れ	93
課題研究における評価の考え方	94

[専門職学位課程（2025年度以前入学者）]

修得単位・教育課程表	96
修了要件および履修方法	97
学位取得までの流れ	98
課題研究における評価の考え方	99

# 大学院医学研究科の3方針

## [博士課程]

### 1. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科博士課程では、以下のような人の入学を求めている。

- 1) 疾病に苦しむ患者さんの問題の解決に向けて新しい医学・医療を推進する目的意識のある人
- 2) 大学や研究機関において指導者として活躍する意欲のある人
- 3) 独創的な発想を有し、自立して研究に取り組む情熱のある人
- 4) 誠実で協調性に優れ、責任感と倫理性を有する人

### 2. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科博士課程の教育課程は、以下のカリキュラムポリシーに基づいて編成する。

- 1) 学生は希望する研究室に所属し、学位を有する教員の個人指導を中心とした特論、特論実習を通じて、高度な学識と研究者として必要な研究技能を身につける
- 2) それぞれの研究室の研究分野を超えた広域かつ先進的な知識についても、領域横断的に開催される共通科目を通じて、自主的に学習する機会を設ける
- 3) カリキュラムの一部を英語で実施することによって、海外からの留学生、及び、将来海外で活躍を希望する日本人大学院生に対応する
- 4) 医学倫理教育は、各自所属する研究室で個別指導を行う他に、領域横断的の共通科目においても実施する

これら、先進的かつ広範囲な教育を大学院生のために準備・実践することで、倫理性に優れ、生命科学で国際的に活躍可能な次代医学研究者育成を図る。

### 3. 課程修了認定基準（ディプロマポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科博士課程では、原則4年在学し、所定の単位を修得し、学位論文審査及び最終試験に合格するとともに、以下の知識・技能・能力を修得したと認められる者に博士（医学）の学位を授与する。

- 1) 自らが主体的に研究を遂行できる高度な学識及び研究技能
- 2) 生命科学を通して国際的に貢献できる能力
- 3) 医学分野の生命科学に関する豊かな知識
- 4) 豊かな人間性と高い倫理観

## [修士課程]

### 1. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科修士課程では、以下のような人の入学を求めている。

- 1) 2年間で課程を修了するための十分な基礎学力を有している人
- 2) 疾病に苦しむ人の問題解決に向けて新しい医学・医療研究を推進する目的意識のある人
- 3) 大学や研究機関において活躍する意欲のある人
- 4) 自身のプロジェクトを理解し、自立して研究に取り組む情熱のある人
- 5) 誠実で協調性に優れ、責任感と倫理性を有する人

### 2. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科修士課程では、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- 1) 科目を通じて基礎的医学知識を修得する
- 2) 基礎的医学知識を修得後、希望する研究室に所属する  
少人数による個人指導を通じて、専門領域における基礎的な学識、研究技能、最先端医学へのアプローチ、プレゼンテーションの方法を学習する
- 3) 広域かつ先進的な知識について、領域横断的に開催される科目を学習する
- 4) 知識・技能の習得と並行して、医学研究に必要な倫理教育を受ける

### 3. 課程修了認定基準（ディプロマポリシー）

藤田医科大学大学院医学研究科修士課程では、2年在学し、所定の単位を修得し、学位論文審査及び最終試験にて、以下の知識・技能・能力を修得したと認められる者に修士（医科学）の学位を授与する。

- 1) 自らが主体的に研究を立案できる学識と能力の基礎
- 2) 自らの研究を遂行できる能力の基礎
- 3) 医学分野の生命科学に関して世界を見渡す広い視野

## [専門職学位課程]

### 1. 入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

医学研究科専門職学位課程では、以下のような人の入学を求めている。

- 1) 課程を修了するための十分な医学知識および実務経験を有している人
- 2) 病院において指導者として活躍する情熱のある人
- 3) 誠実で協調性に優れ、責任感と倫理性を有し、業務を遂行できる人
- 4) 医療現場で生じる様々な問題の解決に向けて、自ら研究課題に取り組む目的意識のある人

### 2. 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

医学研究科専門職学位課程では、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- 1) 病院経営に求められる高度専門的な知識を獲得し、その基本的能力を養うため、「病院経営学」・「病院管理学」・「医療政策学」の3つの領域を基軸とした教育を行う。
- 2) 病院経営の実践において固有の専門知識を要するテーマについて学修し、我が国の医療制度の下で国際標準レベルの医療を実現させるため、幅広い分野の知見を統合した問題解決能力を身につけるための教育を行う。
- 3) 実際に生じた医療現場の課題に関する事例を用いて学生が相互にかつ自発的に討論を反復して訓練することで、病院経営における課題解決を経験し自らのものとする訓練を行う教育手法により、経営戦略を思考する能力、他者の意見を聞く技術、自身の意見を明確に説明する技術を修得するための教育を行う。

### 3. 課程修了認定基準（ディプロマポリシー）

医学研究科専門職学位課程では、1年6ヵ月在学し、所定の単位を修得し、病院経営学・病院管理学課題研究にて、以下の知識・技能・能力を修得したと認められる者に修士（専門職）の学位を授与する。

- 1) 病院経営学・管理学のコア領域「病院経営学」、「病院管理学」、「医療政策学」に関する専門知識・技能の基本的理解
- 2) 地域社会への理解と高い倫理感を持つ医療人として、経営戦略を思考する能力、他者の意見を聞く技術、自身の意見を明確に説明する技術、多職種の役割を理解し連携する能力
- 3) 病院経営の現場で生じる課題を発見し、多職種連携の中核を担うリーダーとして、課題解決のために組織を動かし遂行できる能力

## 3 policies of the Graduate School of Medicine

### [Doctoral Course]

#### 1. Admission Policies

Fujita Health University Graduate School of Medicine welcomes

- 1) Individuals who are motivated in promoting medical science and emerging treatments for patients.
- 2) Individuals who wish to be future leaders at universities or research institutes.
- 3) Individuals who are eager in performing research, with a spirit of creativity and independence.
- 4) Individuals who are sincere, cooperative, responsible, and have good professional ethics.

#### 2. Curriculum Policies

- 1) Students attend desired laboratories to learn professional experience and research skills. Tutors with Ph.D. conduct personalized education through lectures and training courses.
- 2) Besides specialized education, comprehensive and/or cutting-edge courses are developed. The university allows students to attend varied courses on their own initiative.
- 3) For foreign students or those Japanese students who wish to study overseas in the future, some courses are held in English on demand.
- 4) The university provides ethics education in each department as well as in interdisciplinary classes. Fujita Health University Graduate School of Medicine systematically designs and offers high quality education in order for students to acquire professional intelligence, ethics and skills. It is our hope to guide the next generation of graduate students to become successful scientists.

#### 3. Diploma Policies

Fujita Health University Graduate School of Medicine confers degrees upon students who, predominantly during a four-year period, earn a specified number of credits, pass thesis defense as well as specified examinations, and demonstrate that they have acquired sufficient experience, skills, ability, and ethics as described below.

- 1) Experience and skills to conduct quality research as independent scientists
- 2) Ability to make contributions in international life science fields
- 3) Concrete knowledge of life sciences in medical fields.
- 4) Concrete understanding of humanism and professional ethics

## **[Master's Course]**

### 1. Admission Policies

Fujita Health University Graduate School of Medicine welcomes

- 1) Individuals who have sufficient scholastic ability to complete the course in two years.
- 2) Individuals who are motivated to promote medical science and emerging treatments for patients.
- 3) Individuals who wish to become future leaders at universities or research institutes.
- 4) Individuals who are eager to perform research with a spirit of creativity and independence.
- 5) Individuals who are sincere, cooperative, responsible, and have good professional ethics.

### 2. Curriculum Policies

- 1) Students acquire basic medical knowledge through coursework.
- 2) After acquiring basic medical knowledge, students choose which laboratory they would like to join. When students join a laboratory, they receive personal guidance in specialized fields that allows them to acquire basic knowledge, develop research skills, and learn presentation methods as well as approaches to cutting-edge medicine.
- 3) Students learn both specialized and interdisciplinary subjects.
- 4) As students acquire knowledge and skills, the university concurrently provides necessary ethics education for medical research.

### 3. Diploma Policies

Fujita Health University Graduate School of Medicine confers degrees upon students who are able to complete the following requirements during a two-year period: earn a specified number of credits, pass a thesis defense, and pass specified examinations. Students meet these requirements by demonstrating that they have acquired sufficient experience, skills, and ability as described below.

- 1) Basic experience and ability to conduct quality research as independent scientists.
- 2) Basic skills to conduct research as independent scientists.
- 3) Concrete knowledge of life sciences in medical fields.

# 藤田医科大学大学院学則

昭和53年規程第1号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和8年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第2条の2に基づき設置され、それぞれの研究科において、次の事項を目的とする。

- (1) 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、医科学分野の基礎的・独創的研究と高度先進医療・健康開発活動を推進する臨床医科学研究、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことに重点を置き、指導的人材となる研究者、教育者及び臨床医を養成すること
- (2) 医療科学研究科は、本学の建学の精神「独創一理」の理念のもと、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究を推進するとともに、革新的なイノベーションにより基礎・臨床研究で成果を挙げ、国内外で活躍できる医療者、研究者及び教育者を養成すること
- (3) 保健学研究科は、高度な知識と科学的思考に基づき、地域保健福祉・医療現場と協働しながら問題が解決できる資質と、高い倫理観を有した高度専門職業人、研究者及び教育者を養成すること

### (自己点検・評価及び認証評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2. 本大学院は、自らの点検、評価の結果及び学校教育法（昭和26年法律第26号）に基づく認証評価機関による評価の結果を踏まえて、不断の見直しを行う。
3. 第1項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

## 第2章 大学院の組織

### (研究科)

第2条 本大学院に医学研究科、医療科学研究科及び保健学研究科を置く。

### (大学院及び専門職大学院の課程)

第3条 医学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程、医療科学研究科に修士課程及び博士後期課程、保健学研究科に修士課程及び博士後期課程を置く。

2. 専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(各課程の人材の養成に関する目的)

第3条の2 医学研究科修士課程は、基礎生物学から臨床医学・社会医学までを見通す広い視野を備え、既成概念にとらわれない自由な発想を有する研究者及び医療従事者を育成することを目的とする。

2. 医学研究科博士課程は、独創的研究によって学術水準の向上に寄与し得る研究者の養成を主眼とし、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3. 医学研究科専門職学位課程は、病院経営学、病院管理学、医療政策学・医学の知見と国際社会に通用する思考力に基づく、健全な病院経営実現のための高度専門知識の基盤を固め、課題発見及び分析能力並びに実践能力を有する高度の専門職人材の育成を目的とする。

4. 医療科学研究科修士課程は、高度な知識と科学的根拠に基づいた問題解決のためのアプローチを修得し、個々の患者に最適な医療を提供する医療者及び高度専門職、将来の医療に役立つ独創的な研究開発能力を有した研究者の育成を目的とする。

5. 医療科学研究科博士後期課程は、現代医療の高度化、複雑化及び多様化に幅広く対応するために、高度な知識と科学的根拠に基づき、専門的な医療技術の発展に寄与する独創的な研究開発能力と高い倫理観を有した教育者、研究者及び指導者の育成を目的とする。

6. 保健学研究科修士課程は、すべての人に健康と福祉を届け、専門職連携協働、全人的ケア及び治療を実現するため、高度な知識と科学的思考を有する研究者、教育者及び高度専門職業人の育成を目的とする。

7. 保健学研究科博士後期課程は、新たな保健学研究の創発を通して我が国の学術研究の発展に貢献し、保健学の状況の変化にも即応できる高度な専門性を有する、地域的、国際的な高度専門職業人、教育者、研究者の育成を目的とする。

(専攻)

第4条 医学研究科修士課程に医科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 医科学領域

2. 医学研究科博士課程に医学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 基礎医学領域

(2) 臨床医学領域

3. 医学研究科専門職学位課程に病院経営学・管理学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 病院経営学・管理学領域

4. 医療科学研究科修士課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

(1) 生体情報検査科学領域

(2) 医用量子科学領域

(3) 医用生体工学領域

5. 医療科学研究科博士後期課程に医療科学専攻を置き、次の領域を設ける。

- (1) 生体情報検査科学領域
  - (2) 医用量子科学領域
  - (3) 医用生体工学領域
6. 保健学研究科修士課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。
- (1) 看護学領域
  - (2) リハビリテーション学領域
7. 保健学研究科博士後期課程に保健学専攻を置き、次の領域を設ける。
- (1) 看護学領域
  - (2) リハビリテーション科学領域

(教員)

第5条 研究科ごとに研究指導及び授業を担当する教員を置く。なお、設置する教員については別に定める。

2. 必要に応じ研究推進本部又は橋渡し研究支援人材総合教育・育成センターに所属する教授等を、これに充てることができる。

(研究科長)

第6条 研究科ごとに研究科長を置き、各々の研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、学部長が、本大学院が定める担当教員ではない場合は、当該研究科の担当教員のうちから、学長が指名する。

(全学教学運営委員会)

第7条 本大学院において、管理運営に関する重要な事項については、全学教学運営委員会にて審議する。

2. 全学教学運営委員会の管理及び運営に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条 研究科ごとに研究科委員会を置き、医学研究科においては専門分野教授、医療科学研究科及び保健学研究科においては専門分野担当教授（以下併せて、担当教授という）をもって構成する。

2. 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、学長等という）がつかさどる教育研究に関する事項のうち、別に定める事項について、学長等の求めに応じて審議し、意見を述べることができる。

4. 研究科委員会は、第2項及び前項に定める場合のほか、教育研究に関する事項につい

て審議し、その結果を学長等に伝えることができる。

5. 研究科委員会の運営に関する規程は、別に定める。

### 第3章 修業年限及び在学期間並びに収容定員

(修業年限)

第9条 医学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。ただし、博士課程においては、少なくとも3年以上在学しなければ課程修了は認められない。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士課程 4年
- (3) 専門職学位課程 1年6月

2. 医療科学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

3. 保健学研究科の標準修業年限は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

4. 学長は、医療科学研究科又は保健学研究科において、学生が、就業、育児、介護等を理由に、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な長期履修を願い出たときは、許可することができる。なお、許可に際しては当該研究科の研究科委員会に意見を求めることができる。

5. 前項の手続きに関する規程は、別に定める。

(在学期間)

第10条 在学期間は、次の各号に掲げる研究科及び課程ごとに当該各号に掲げる年数を超えることはできない。

- (1) 医学研究科修士課程 4年
- (2) 医学研究科博士課程 8年
- (3) 医学研究科専門職学位課程 3年
- (4) 医療科学研究科修士課程 4年
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 6年
- (6) 保健学研究科修士課程 4年
- (7) 保健学研究科博士後期課程 6年

(収容定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学研究科	医科学専攻	5名	10名				
	医学専攻			52名	208名		
	病院経営学・ 管理学専攻					10名	20名
	計	5名	10名	52名	208名	10名	20名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医療科学研究科	医療科学専攻	25名	50名	4名	12名
	計	25名	50名	4名	12名

研究科名	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健学研究科	保健学専攻	25名	50名	6名	18名
	計	25名	50名	6名	18名

#### 第4章 学年、学期及び休業日

##### (学年)

第12条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、次の各号に掲げる場合の学年は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 秋期入学者 10月1日に始まり、翌年9月30日に終る
- (2) 医学研究科専門職学位課程第2学年 4月1日に始まり、同年9月30日に終る

##### (学期)

第13条 学年を次の前期又は春期、後期又は秋期の2期に分ける。

前期／春期 4月1日から9月30日まで

後期／秋期 10月1日から翌年3月31日まで

2. 前項の学期の呼称は、各研究科において定める。
3. 前項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、全学教学運営委員会の議を経て、前期／春期の終了日又は後期／秋期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学開学記念日（10月10日）
- (4) 創設者総長藤田啓介先生顕彰の日（6月11日）
- (5) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (6) 夏季休業 7月下旬から9月下旬までの間で各研究科にて定める。
- (7) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで

2. 学長は、必要により休業日を変更することができる。

3. 前各項の規定にかかわらず、学長は、教育上の必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる休業日に授業を行うことができる。

## 第5章 入学、休学、復学、転分野、転学、退学、再入学及び除籍

(入学期)

第15条 入学の時期は、毎年度、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 研究科を問わず修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した専修学校の専門課程を修了した者
- (8) 昭和28年文部省告示第5号に基づき文部科学大臣の指定した者
- (9) 研究科の個別の資格審査により第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた22歳以上の者

2. 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部（医学科に限り、第4号において同じ）、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学、薬学）を修了した者

- (3) 昭和30年文部省告示第39号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (4) 医学研究科において第1号に掲げる学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
3. 医療科学研究科博士後期課程及び保健学研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 平成元年文部省告示第118号に基づき文部科学大臣の指定した者
  - (7) 医療科学研究科及び保健学研究科において個別の入学資格審査により第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた24歳以上の者
4. 医学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、第1項各号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 医師免許を有する者
  - (2) 10年以上の実務経験を有する者
  - (3) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の病院経営・管理の実務に取り組み、地域を支えるリーダーとなることを志す者
  - (4) 地域において中核的な役割を担う病院や地域を支える病院の医療専門職業等に就いており、病院経営・管理に関する高度の専門的知識や実務能力の修得を志す者
  - (5) 医学研究科専門職学位課程において個別の資格審査により適切と認められた者

(入学出願手続)

第17条 入学を志願する者は、本大学院指定の入学願書に履歴書、成績証明書、推薦書及び入学検定料を添え、定められた期間内に提出しなければならない。

(入学選考)

第18条 学長は、入学を志願する者について、選考の上、合格者を決定する。

2. 入学選考は、学力試験、面接について行うものとする。ただし、試験の方法は、各々の研究科委員会（以下、各研究科委員会という）がその都度定める。

(入学手続)

第19条 選考の結果、合格した者は、指定の期日までに所定の入学金及び授業料を納付し、別に定める手続きを完了しなければならない。

2. 学長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

#### (休学)

第20条 学長は、休学を希望する者が疾病その他やむを得ない事由により、その事由を記載し、当該休学を希望する者が在籍する研究科の研究科長を経て願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、疾病による場合は医師の診断書を提出しなければならない。

2. 学長は、疾病その他の事由により修学することが不相当と認めるときは、休学を命ずることができる。
3. 休学をする者は、研究科ごとに、指定の期日までに、別表4、別表5及び別表6に定める在籍料を納入しなければならない。

#### (休学の期間)

第21条 休学の期間（以下、休学期間という）は、当該年度をまたぐことはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

2. 休学期間は在学期間に算入しない。
3. 休学期間は、通算してそれぞれ所属する専攻の修業年限を超えることができない。

#### (復学)

第22条 学長は、休学期間内に疾病その他の事由が止んだとして復学を願い出た者がいるときは、これを許可することができる。ただし、休学の事由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

#### (転分野)

第23条 学長は、各研究科内における転分野を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、考査の上、許可することができる。

2. 前項により転分野を希望する者は、所属する担当教授及び転分野先の担当教授の了承を得て、当該研究科長に対し願い出るものとする。
3. 学長は、転分野出願者に対する考査の方法について、その都度決定するものとする。
4. 学長は、第1項の許可をするときは、既に履修した授業科目及び単位数、並びに在学期間について、決定しなければならない。
5. 学長は、第3項及び前項の決定に際しては当該研究科の研究科委員会に意見を求めることができる。

#### (転学)

第24条 学長は、他の大学院への転学を希望するとして、願い出た者がいるときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に転学願を提出するものとする。

2. 学長は、本大学院への転学を願い出た者がいるときは、学年の始めに限り、許可することができる。

3. 学長は、前項の許可をするときは、転学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学期間について、決定しなければならない。

4. 学長は、第2項の許可及び前項の決定に際しては各研究科委員会に意見を求めることができる。

(退学)

第25条 学長は、退学を希望する者が、その事由を記載して退学を願い出たときは、これを許可することができる。なお、願い出に際しては、担当教授を経て各研究科長に退学願を提出するものとする。

(再入学)

第26条 学長は、前条により退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、考査の上、これを許可することができる。

(除籍)

第27条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除籍する。

- (1) 正当の事由がなく所定期日までに授業料を納入しない者
- (2) 第10条に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡した者
- (4) 病気その他やむを得ない事由により、成業の見込みがないと認められた者

(入学取消)

第27条の2 学長は、不正行為により本学に入学した者（以下、不正入学者という）については、当該不正入学者の在籍する研究科の研究科委員会の議を経て、入学を取消することができる。

2. 入学の取消に関する手続きについては、別に定める。

## 第6章 分野、授業科目及び単位数

(分野及び授業科目)

第28条 教育課程は、研究科ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-1、別表2-2、別表3-1、別表3-2のとおりとする。

2. 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

3. 授業科目の学年配分及び毎週授業時間数は、研究科ごとに研究科委員会において定める。

(単位の計算方法)

第29条 授業科目の単位数の計算は、講義及び演習については15時間又は30時間、実験及び実習については30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

## 第7章 履修方法等

(研究指導及び授業)

第30条 研究科における研究指導は、原則として担当教授（医療科学研究科及び保健学研究科においては教授又は准教授とし、以下同じ）が担当する。

2. 研究科における授業は、原則として第5条第1項に定める教員が担当する。ただし、必要に応じて第5条第2項に定める教員が担当する。
3. 前項にかかわらず、教育上有益と研究科委員会で認められるときは、客員教授、客員准教授、客員講師に授業を担当させることができる。
4. 第2項の授業は、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他本大学院が定める者に補助させることができる。
5. 本大学院は、前項に定める授業を補助する者（教員を除く）に対し、必要な研修を行うものとする。

(履修方法)

第31条 学生は在学期間中に、研究科ごとの所定の授業科目を履修し、次に定める所定の単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文（保健学研究科修士課程における課題研究論文及び医学研究科専門職学位課程における課題研究成果物報告書を含む）を提出し、かつ第37条に定める最終試験に合格しなければならない。なお、履修方法の詳細については別に定める。

課程	所定単位数	備考
医学研究科修士課程	30	
医学研究科博士課程	30	
医学研究科専門職学位課程	30	
医療科学研究科修士課程	30	ただし、生体情報検査科学領域遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位
医療科学研究科博士後期課程	14	
保健学研究科修士課程	30	ただし、看護学領域急性期・周術期分野においては57単位
保健学研究科博士後期課程	14	

2. 選択科目の履修については、予め担当教授の指導に従う。
3. 担当教授が研究指導上必要と認めたときは、研究科内の他の専門分野を履修させることができる。
4. 教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間

又は時期において、研究指導又は授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修届)

第32条 学生は、前条第1項第2号の規定に従い、担当教授の指導を受けた上、履修しようとする授業科目を選定し、毎学年始めに、担当教授の承認を得て所定の期日までに、各研究科長に届け出なければならない。

(他の大学院における履修)

第33条 学長は、教育上有益であると研究科委員会が認め、意見を述べるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。なお、研究科委員会は、許可に先立ち当該大学院と協議するものとする。

2. 前項により修得した単位は、次の各号に掲げる単位数を限度に課程修了の要件となる単位として取扱うことができる。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 医学研究科修士課程     | 6単位  |
| (2) 医学研究科博士課程     | 6単位  |
| (3) 医療科学研究科修士課程   | 10単位 |
| (4) 医療科学研究科博士後期課程 | 4単位  |
| (5) 保健学研究科修士課程    | 10単位 |
| (6) 保健学研究科博士後期課程  | 4単位  |

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 学長は、学生が本大学院への入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、当該学生が在籍する研究科の研究科委員会に対し意見を求め、本大学院に入学した後の、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、15単位を限度とし、第33条第2項の規程により修得したのものとして取扱う単位数と合わせて20単位を限度とする。

## 第8章 課程修了の認定

(履修授業科目の認定)

第35条 各授業科目履修の認定は、試験又は研究報告等により授業科目担当教員が、学期末又は学年末に行う。

2. 研究科長は、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対し、追試験を行うことができる。ただし、その時期は研究科長が定める。

(成績の評価)

第36条 授業科目の成績は、合格又は不合格とする。

2. 研究科長は、授業科目に不合格の者に対し、再試験を行うことができる。

(論文の審査及び最終試験)

第37条 医学研究科における学位論文の審査は、医学研究科委員会で選出する3名以上の教授が行う。

2. 医療科学研究科における学位論文の審査は、医療科学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

3. 保健学研究科における学位論文の審査は、保健学研究科委員会で選出する3名以上の教授又は准教授が行う。ただし、審査委員のうち1名以上は教授とする。

4. 審査委員には、必要に応じて当該研究科委員会委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。

5. 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、学位論文を中心として、これに関連のある内容について口頭又は筆答により行う。

(課程の修了)

第38条 課程の修了日は、学位論文の審査及び最終試験に合格し、学位記が授与された日とする。

## 第9章 学位

(学位授与)

第39条 学長は、医学研究科修士課程に2年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医科学)の学位を授与する。

2. 学長は、医学研究科博士課程に4年以上在学して30単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士(医学)の学位を授与する。ただし、3年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が4年未満であっても学位を授与することができる。

3. 学長は、医学研究科専門職学位課程に1年6月以上在学して30単位以上を修得し、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に対し、病院経営学・管理学修士(専門職)の学位を授与する。

4. 学長は、医療科学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(医療科学専攻 生体情報検査科学領域 遺伝カウンセリング分野においては39単位、生殖補助医療分野においては34単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士(医療科学)の学位を授与する。

5. 学長は、保健学研究科修士課程に2年以上在学して30単位(看護学領域 急性期・周術期分野においては57単位)以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、次の各号に掲げるとおり修士の学位を授与する。

(1) 看護学領域 修士(看護学)

(2) リハビリテーション学領域 修士(保健学)

6. 学長は、医療科学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位

論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（医療科学）の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

7. 学長は、保健学研究科博士後期課程に3年以上在学して14単位以上を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、博士（保健学）の学位を授与する。ただし、2年以上在学し、優れた研究業績を挙げ、所定の要件を満たした場合は、在学期間が3年未満であっても学位を授与することができる。

（修士課程における在学期間の短縮）

第39条の2 入学前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む）を本大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により、入学する研究科における修士課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し、1年を超えない範囲で、当該研究科が定める期間在学したものとみなし、学位を授与することができる。ただし、この場合においても、当該課程に、少なくとも1年以上在学するものとする。

（論文博士）

第40条 本大学院の医学研究科の博士課程以外の者で博士（医学）の学位を希望して論文を提出する場合は、藤田医科大学学位規程の定めるところにより、これを受理する。

2. 前項の論文審査は第37条と同様にこれを行い、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することが試問等により確認された者に対し、博士（医学）の学位を授与する。

## 第10章 学費

（入学検定料、入学金、授業料）

第41条 入学検定料、入学金、授業料については別表4、別表5、別表6のとおりとする。

2. 既納の授業料は如何なる事由があっても、一切返還しない。
3. 授業料は、社会情勢その他の事由により変更する場合がある。なお、変更した場合の変更後の授業料は翌年度から適用される。

（納入期日）

第42条 授業料は、毎年4月（秋期入学者は10月）末日までに納入しなければならない。

2. 研究科長は、授業料を前項に定める期日までに納入しない者には督促し、なお、納入を怠る者には、受講を禁止し、試験を受けさせないことができる。
3. 独立行政法人日本学生支援機構の授業料後払い制度を利用する者の取扱いについては、別に定める。

(学費の減免)

第43条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その年度の授業料について当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 授業料の未納を理由として除籍されたとき 授業料全額
- (2) 前条第1項の納入期日までに授業料未納の学生が死亡したとき 授業料全額
- (3) 学年の末日までに翌学年の休学を願い出て、学長の許可を得たとき 翌学年の授業料及び実験実習費等の全額

## 第11章 外国人学生及び科目等履修生

(外国人学生)

第44条 学長は、第16条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会にて選考の上、入学を許可することができる。

2. 前項により入学を志願する者には、外務省在外公館、又は本邦所在の外国公館の推薦書を求めることができる。
3. 外国人学生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 学長は、授業科目の一部を履修することを希望する者がある場合において、学生の学修に支障のないときは、当該授業科目に係る研究科の研究科委員会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2. 科目等履修生の入学資格は、第16条第1項に定める資格を有する者とする。
3. 科目等履修生の履修科目の認定は、履修した授業科目につき第35条を準用する。
4. 科目等履修生の入学手続き、学費、その他必要事項に関する規程は、別に定める。

(ダブル・ディグリー生)

第46条 学長は、ダブル・ディグリープログラムに参加することを希望する者がある場合において、本大学院の教育、研究に支障のないときは、研究科委員会の選考を経て、ダブル・ディグリー生として、これを許可することができる。

2. ダブル・ディグリー生の入学資格は、第16条に定める資格を有し、かつ本学と外国等の大学間で締結したダブル・ディグリープログラムに関する要件を満たす者とする。
3. ダブル・ディグリープログラムの実施に必要な事項及びダブル・ディグリー生に関しその他必要な事項に関する規程は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、本大学院学生のうち、人物及び学術が特に優秀な者を表彰することがで

きる。

2. 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第48条 学長は、本大学院学生が本大学院教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をしたときは、研究科委員会の調査、審議を経て、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3. 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱すなど学生としての本分に反した者

4. 懲戒の手続きに関する規程は、別に定める。

### 第13章 補則

(学則の変更)

第49条 この学則を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2. この学則は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、変更することがある。

### 附則

1. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

2. この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。

3. この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。

4. この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。

5. この変更学則は、平成3年7月1日から施行する。

ただし、第9条は平成4年度から適用する。

6. この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。

7. この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。

8. この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。

9. この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。

10. この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。

11. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

12. この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

13. この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。

14. この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。

15. この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。

16. この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。
17. この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。
18. この変更学則は、平成26年4月1日から施行する。
19. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
20. この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。
21. この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。
22. この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。
23. この変更学則は、平成30年4月1日から施行する。
24. この変更学則は、平成30年10月10日から施行する。
25. この変更学則は、平成31年4月1日から施行する。
26. この変更学則は、令和2年4月1日から施行する。
27. この変更学則は、令和3年4月1日から施行する。
28. この変更学則は、令和4年4月1日から施行する。
29. この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。
30. この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。
31. この変更学則は、令和5年4月1日から施行する。
32. この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、改正後の学則は令和6年4月1日以降に入学した学生に適用し、この学則の改正前の入学者に対しては、従前の例による。

33. この変更学則は、令和6年4月1日から施行する。
34. この変更学則は、令和7年4月1日から施行する。
35. この変更学則は、令和7年9月1日から施行する。
36. この変更学則は、令和8年4月1日から施行する。
37. この改正学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 - 1 医学研究科医科学専攻修士課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考	
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位		
医 学 研 究 科	医 科 学 専 攻	医 科 学 領 域	共 通 科 目	医科学概論	1	医学セミナー	1		
				人体形態学概論	2	疾患モデル科学	1		
				人体機能学概論	2	医科学演習Ⅱ	1		
				社会医学概論	2				
				生命科学特論Ⅰ	2				
				生命科学特論Ⅱ	1				
				医科学基礎演習	6				
			神経発生学	医科学研究 医科学プログレス 医科学演習Ⅰ	10 1 1				
			分子病態解析学						
			分子腫瘍学						
			分子病理学						
			ウイルス学						
			分子細胞生理学						
			神経生理学						
			生化学						
			薬理学						
			公衆衛生学						
			予防医学						
			微生物学						
			法医学						
			医学教育学						
			医学教育開発学						
			難病治療学						
			システム医科学						
			医用データ科学						
			分子細胞生物学						
			神経行動薬理学						
腫瘍遺伝子制御学									
先進がん免疫療法学									

別表1-2 医学研究科医学専攻博士課程、授業科目及び単位表

研究科の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目	
医学研究科	医学専攻	基礎医学領域	共通科目	医学セミナー (がんプロフェッショナルセミナー)	2	インターンシップ 実習	インターンシップ実習は1単位とする。 学位論文研究は、専攻する専門分野で学位論文に関する研究を行う。
			選択式セミナー	2			
			医学研究プログレス	2			
			学位論文研究	6			
			神経発生学	神経発生学講義 神経発生学実習	6 12	神経発生学講義 神経発生学実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			分子病態解析学	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	6 12	分子病態解析学講義 分子病態解析学実習	
			分子腫瘍学	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	6 12	分子腫瘍学講義 分子腫瘍学実習	
			分子病理学	分子病理学講義 分子病理学実習	6 12	分子病理学講義 分子病理学実習	
			ウイルス学	ウイルス学講義 ウイルス学実習	6 12	ウイルス学講義 ウイルス学実習	
			分子細胞生理学	分子細胞生理学講義 分子細胞生理学実習	6 12	分子細胞生理学講義 分子細胞生理学実習	
			神経生理学	神経生理学講義 神経生理学実習	6 12	神経生理学講義 神経生理学実習	
			生化学	生化学講義 生化学実習	6 12	生化学講義 生化学実習	
			薬理学	薬理学講義 薬理学実習	6 12	薬理学講義 薬理学実習	
			公衆衛生学	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	6 12	公衆衛生学講義 公衆衛生学実習	
予防医学	予防医学講義 予防医学実習	6 12	予防医学講義 予防医学実習				
微生物学	微生物学講義 微生物学実習	6 12	微生物学講義 微生物学実習				
法医学	法医学講義 法医学実習	6 12	法医学講義 法医学実習				
医学教育学	医学教育学講義 医学教育学実習	6 12	医学教育学講義 医学教育学実習				
医学教育開発学	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習	6 12	医学教育開発学講義 医学教育開発学実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備考
				必修科目	単位	選択科目	
医学 研究 科	医学 専攻	基	医事法・医療倫理学	医事法・医療倫理学 講義	6	医事法・医療倫理学 講義	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
				医事法・医療倫理学 実習	12	医事法・医療倫理学 実習	
		礎	システム医科学	システム医科学 講義	6	システム医科学 講義	
				システム医科学 実習	12	システム医科学 実習	
		医	医用データ科学	医用データ科学 講義	6	医用データ科学 講義	
				医用データ科学 実習	12	医用データ科学 実習	
		学	分子細胞生物学	分子細胞生物学 講義	6	分子細胞生物学 講義	
				分子細胞生物学 実習	12	分子細胞生物学 実習	
		領	神経行動薬理学	神経行動薬理学 講義	6	神経行動薬理学 講義	
				神経行動薬理学 実習	12	神経行動薬理学 実習	
		域	腫瘍遺伝子制御学	腫瘍遺伝子制御学 講義	6	腫瘍遺伝子制御学 講義	
				腫瘍遺伝子制御学 実習	12	腫瘍遺伝子制御学 実習	
		臨	呼吸器内科学	呼吸器内科学 講義	6	呼吸器内科学 講義	
				呼吸器内科学 実習	12	呼吸器内科学 実習	
		床	リウマチ・膠原病内科学	リウマチ・膠原病内科学 講義	6	リウマチ・膠原病内科学 講義	
				リウマチ・膠原病内科学 実習	12	リウマチ・膠原病内科学 実習	
		医	内分泌・代謝内科学	内分泌・代謝内科学 講義	6	内分泌・代謝内科学 講義	
				内分泌・代謝内科学 実習	12	内分泌・代謝内科学 実習	
		学	腎臓内科学	腎臓内科学 講義	6	腎臓内科学 講義	
				腎臓内科学 実習	12	腎臓内科学 実習	
領	循環器内科学	循環器内科学 講義	6	循環器内科学 講義			
		循環器内科学 実習	12	循環器内科学 実習			
域	脳神経内科学	脳神経内科学 講義	6	脳神経内科学 講義			
		脳神経内科学 実習	12	脳神経内科学 実習			
消化器内科学I	消化器内科学 I 講義	6	消化器内科学 I 講義				
	消化器内科学 I 実習	12	消化器内科学 I 実習				
消化器内科学II	消化器内科学 II 講義	6	消化器内科学 II 講義				
	消化器内科学 II 実習	12	消化器内科学 II 実習				

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医学研究科	医学専攻	臨	先端光学診療学	先端光学診療学 講義	6	先端光学診療学 講義	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
				先端光学診療学 実習	12	先端光学診療学 実習	
		床	地域診療連携・内科学	地域診療連携・内科学 講義	6	地域診療連携・内科学 講義	
				地域診療連携・内科学 実習	12	地域診療連携・内科学 実習	
		床	総合診療連携・内科学	総合診療連携・内科学 講義	6	総合診療連携・内科学 講義	
				総合診療連携・内科学 実習	12	総合診療連携・内科学 実習	
		床	精神神経科学	精神神経科学 講義	6	精神神経科学 講義	
				精神神経科学 実習	12	精神神経科学 実習	
		医	小児科学	小児科学 講義	6	小児科学 講義	
				小児科学 実習	12	小児科学 実習	
		学	皮膚科学	皮膚科学 講義	6	皮膚科学 講義	
				皮膚科学 実習	12	皮膚科学 実習	
		学	血液内科学	血液内科学 講義	6	血液内科学 講義	
				血液内科学 実習	12	血液内科学 実習	
		専	放射線医学	放射線医学 講義	6	放射線医学 講義	
				放射線医学 実習	12	放射線医学 実習	
究	急性期総合医療・総合内科学	急性期総合医療・総合内科学 講義	6	急性期総合医療・総合内科学 講義			
		急性期総合医療・総合内科学 実習	12	急性期総合医療・総合内科学 実習			
領	病理診断学	病理診断学 講義	6	病理診断学 講義			
		病理診断学 実習	12	病理診断学 実習			
域	臨床栄養学	臨床栄養学 講義	6	臨床栄養学 講義			
		臨床栄養学 実習	12	臨床栄養学 実習			
科	薬物治療情報学	薬物治療情報学 講義	6	薬物治療情報学 講義			
		薬物治療情報学 実習	12	薬物治療情報学 実習			
科	脳神経外科学	脳神経外科学 講義	6	脳神経外科学 講義			
		脳神経外科学 実習	12	脳神経外科学 実習			
科	小児外科学	小児外科学 講義	6	小児外科学 講義			
		小児外科学 実習	12	小児外科学 実習			
科	総合消化器外科学	総合消化器外科学 講義	6	総合消化器外科学 講義			
		総合消化器外科学 実習	12	総合消化器外科学 実習			
科	先端ロボット・内視鏡手術学	先端ロボット・内視鏡手術学 講義	6	先端ロボット・内視鏡手術学 講義			
		先端ロボット・内視鏡手術学 実習	12	先端ロボット・内視鏡手術学 実習			

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医学 研究 科	医 学 専 攻	臨 床 医 学 領 域	外科・緩和医療学	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	6 12	外科・緩和医療学 講義 外科・緩和医療学 実習	研究の目的により、選択科目として他の授業科目を履修することができる。修得した単位は、10単位(講義4単位、実習6単位)を超えない範囲で、必修科目に充当できる。
			消化器外科学	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	6 12	消化器外科学 講義 消化器外科学 実習	
			整形外科学	整形外科学 講義 整形外科学 実習	6 12	整形外科学 講義 整形外科学 実習	
			整形外科機能再建学	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	6 12	整形外科機能再建学 講義 整形外科機能再建学 実習	
			リハビリテーション医学	リハビリテーション医学 講義 リハビリテーション医学 実習	6 12	リハビリテーション医学 講義 リハビリテーション医学 実習	
			産婦人科学	産婦人科学 講義 産婦人科学 実習	6 12	産婦人科学 講義 産婦人科学 実習	
			産婦人科発育病態医学	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	6 12	産婦人科発育病態医学 講義 産婦人科発育病態医学 実習	
			腎泌尿器外科学	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	6 12	腎泌尿器外科学 講義 腎泌尿器外科学 実習	
			眼科学	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	6 12	眼 科 学 講義 眼 科 学 実習	
			耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	6 12	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 講義 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 実習	
			麻酔・侵襲制御医学	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	6 12	麻酔・侵襲制御医学 講義 麻酔・侵襲制御医学 実習	
			麻酔・疼痛制御学	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	6 12	麻酔・疼痛制御学 講義 麻酔・疼痛制御学 実習	
			心臓外科学	心臓外科学 講義 心臓外科学 実習	6 12	心臓外科学 講義 心臓外科学 実習	
			呼吸器外科学	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	6 12	呼吸器外科学 講義 呼吸器外科学 実習	
			呼吸器低侵襲外科学	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	6 12	呼吸器低侵襲外科学 講義 呼吸器低侵襲外科学 実習	
			乳腺外科学	乳腺外科学 講義 乳腺外科学 実習	6 12	乳腺外科学 講義 乳腺外科学 実習	

研究科 の名称	専攻	領域	専門分野	授業科目及び単位			備 考
				必修科目	単位	選択科目	
医 学 研 究 科	医 学 専 攻	臨 床	移植・ 再生医学	移 植 ・ 再 生 医 学 講 義 移 植 ・ 再 生 医 学 実 習	6 12	移 植 ・ 再 生 医 学 講 義 移 植 ・ 再 生 医 学 実 習	研究の目的により、選択 科目として他の授業科 目を履修することができ る。修得した単位は、10 単位(講義4単位、実習 6単位)を超えない範囲 で、必修科目に充当で きる。
			歯科・口腔 外科学	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 講 義 歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 実 習	6 12	歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 講 義 歯 科 ・ 口 腔 外 科 学 実 習	
		医 学	臨床再生 医学	臨 床 再 生 医 学 講 義 臨 床 再 生 医 学 実 習	6 12	臨 床 再 生 医 学 講 義 臨 床 再 生 医 学 実 習	
			放射線 診断学	放 射 線 診 断 学 講 義 放 射 線 診 断 学 実 習	6 12	放 射 線 診 断 学 講 義 放 射 線 診 断 学 実 習	
		領 域	造血細胞 移植・細胞 療法学	造 血 細 胞 移 植 ・ 細 胞 療 法 学 講 義 造 血 細 胞 移 植 ・ 細 胞 療 法 学 実 習	6 12	造 血 細 胞 移 植 ・ 細 胞 療 法 学 講 義 造 血 細 胞 移 植 ・ 細 胞 療 法 学 実 習	
			血管 外科学	血 管 外 科 学 講 義 血 管 外 科 学 実 習	6 12	血 管 外 科 学 講 義 血 管 外 科 学 実 習	
			脊椎 外科学	脊 椎 外 科 学 講 義 脊 椎 外 科 学 実 習	6 12	脊 椎 外 科 学 講 義 脊 椎 外 科 学 実 習	
			放射線 腫瘍学	放 射 線 腫 瘍 学 講 義 放 射 線 腫 瘍 学 実 習	6 12	放 射 線 腫 瘍 学 講 義 放 射 線 腫 瘍 学 実 習	

別表 1 - 3 医学研究科病院経営学・管理学専攻専門職学位課程、授業科目及び単位表

研究科 の名称	専攻	領域	科目 区分	授 業 科 目 及 び 単 位				備 考
				必 修 科 目	単 位	選 択 科 目	単 位	
医 学 研 究 科	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 専 攻	病 院 経 営 学 ・ 管 理 学 領 域	基 礎 専 門 科 目	衛生学・公衆衛生学	1			
				社会行動科学	1			
				環境健康科学	1			
				疫学	1			
				生物統計学	1			
				リーダーシップ・ガバナンス	2			
				財務会計論・経営分析・コスト分析	2			
				地域包括ケア・医療マーケティング	1			
				医療経済学	1			
				病院経営戦略論	1			
				フィールドワーク	2			
				病院管理学・機能評価	1			
				医療の質管理・患者安全・倫理	2			
				病院設計・施設設備・医薬品医療材料管理	1			
				医療・介護制度論	2			
				診療報酬・介護報酬・関連法規	1			
			医療産業論	1				
			応 用 専 門 科 目	病院経営の実際・病院再編統合	1			
				実践的に考える組織・人材マネジメント	1			
				多視点から考える総合経営	2			
課題研究	4							

別表 4 医学研究科学費等

1. 修士課程は令和2年度入学者から、博士課程は平成23年度入学者から適用する。
2. 専門職学位課程は令和5年度入学者から適用する。
3. 博士課程は平成22年度以前の入学者については、入学時の授業料が適用される。

	修 士 課 程	博 士 課 程	専 門 職 学 位 課 程
入学検定料	20,000円	20,000円	20,000円
入学金	150,000円	150,000円	150,000円
授業料	750,000円	500,000円	(1年目)900,000円 (2年目)750,000円
実験実習費等	—	自己支弁	別途教材費
休学時の在籍料	375,000円	250,000円	375,000円

# 藤田医科大学学位規程

昭和53年規程第3号

施行 昭和53年4月1日

改正 令和8年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）において授与する学位の種類、学位論文の審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 学士 学士（医学）、学士（医療検査科学）、学士（診療放射線技術学）、学士（看護学）、学士（理学療法学）、学士（作業療法学）
- (2) 修士 修士（医科学）、病院経営学・管理学修士（専門職）、修士（医療科学）、修士（保健学）、修士（看護学）
- (3) 博士 博士（医学）、博士（医療科学）、博士（保健学）

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号。以下、学則という）第33条の定めるところにより授与する。

2. 修士の学位は、藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号。以下、本大学院学則という）第39条第1項又は第3項、第4項の定めるところにより授与する。

3. 博士の学位は、本大学院学則第39条第2項、第6項又は第7項の定めるところにより授与する。

4. 本大学院学則第39条第2項に定める者のほか、博士の学位は藤田医科大学大学院（以下、本大学院という）の行う学位論文の審査及び試験に合格し、かつ前項の規定により博士を授与された者と同等以上の学力を有することを試問等により確認された者にも本大学院学則第40条（論文提出による博士）に基づき授与する。

5. 本大学院医学研究科博士課程に在学し、所定の単位を修得したにもかかわらず、大学院学則第10条に定める在学期間を超えた者の申請する学位については、前項を準用する。

6. 医学研究科博士課程、医療科学研究科博士後期課程又は保健学研究科博士後期課程において、修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、学位論文の審査及び最終試験に合格しなかった者が、在学期間内に学位論文の審査及び最終試験に合格した場合の取り扱いについては、第3項を準用する。なお、在学期間中の授業料については、別に定める。

7. 医学研究科博士課程において、大学院医学研究科学位論文指導生が藤田医科大学大学

院医学研究科学位論文指導生に関する規程第6条に定める在籍期間内（以下、在籍期間という）に、学位論文の審査及び最終試験に合格した場合の取り扱いについては、第3項を準用する。なお、在籍期間中の授業料については、別に定める。

## 第2章 大学院の課程による修士又は博士

（学位申請資格要件）

第4条 前条第2項又は第3項の規定による学位（以下、大学院課程の学位という）を申請できる者は、本大学院学則第31条第1項第1号に定める所定の単位数以上の単位を修得し、かつ医学研究科は専門分野教授（以下、指導教授という）、医療科学研究科及び保健学研究科は専門分野担当教授又は専門分野担当准教授（以下、指導教員という）のもとで、1年以上の学位論文研究実績を有する者とする。

（学位論文審査）

第5条 大学院課程の学位を申請する場合は、学位論文を学長に提出し、当該学位に係る医学研究科、医療科学研究科又は保健学研究科（以下、当該研究科という）の研究科委員会の審査を受けなければならない。

（最終試験）

第6条 大学院課程の学位申請者の最終試験は、本大学院学則第31条第1項第1号に定める所定の単位数以上の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究指導能力について、口頭及び筆答により行うものとする。

（審査期間）

第7条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

## 第3章 論文提出による博士

（学位申請要件）

第8条 論文提出による博士（医学）の学位を申請できる者は、医学部医学科卒業者は基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上（共に臨床研修期間は含まない）の医学研究歴を有する者とする。

2. 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する医学研究歴を有する者は、論文提出による博士（医学）の学位を申請することができる。

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| （1）歯学部、6年の獣医学部又は6年の薬学部卒業者 | 基礎5年、臨床6年以上 |
| （2）博士課程修了者                | 基礎5年、臨床6年以上 |
| （3）修士課程修了者                | 基礎6年、臨床7年以上 |

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (4) 大学卒業者        | 基礎 8 年、臨床 9 年以上 |
| (5) 短期大学・専門学校卒業者 | 基礎10年、臨床11年以上   |
| (6) その他の者        | 基礎14年、臨床15年以上   |

(医学研究歴の定義)

第9条 前条の医学研究歴とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大学又は医科大学の大学院医学研究科担当講座の専任教員（研究技術員を含む、以下同じ）として研究に従事した期間
- (2) 本学医学部の専任教員として研究に従事した期間
- (3) 本学附置研究所の専任教員として研究に従事した期間
- (4) 大学又は医科大学の大学院医学研究科を退学した者の場合は、大学院に在学した期間。ただし、休学期間は含まない。
- (5) 大学又は医科大学の大学院医学研究科の研究員又は研究生として在籍し、研究に従事した期間
- (6) 医学研究科委員会が前各号と同等と認める研究施設において研究に従事した期間。この場合は、研究歴換算上、その施設の規模及び研究概要に関する資料によって定める。なお、研究歴の算定については別に定める。

(博士（医学）に係るその他の学位申請要件)

第10条 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者は、第8条に定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本大学院医学研究科担当講座の在籍者（研究生を含む）であること
- (2) 必要研究歴の3分の1以上は本大学院医学研究科での研究歴を有すること

(学位論文審査)

第11条 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者は、学位論文を学長に提出し、医学研究科委員会の審査を受けなければならない。なお、提出論文の審査は、本大学院の課程における論文審査と同一方法による。

2. 医学研究科委員会は、申請者の医学研究歴等の資格審査を行い、その適格者について論文審査を行う。

(学力試験)

第12条 論文提出による博士（医学）の学位を授与される者は、次の各号の試験に合格し、学力及び専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。

- (1) 論文提出以前に本大学院医学研究科の行う外国語試験
- (2) 学位論文を中心としてこれに関連ある学識と研究指導能力について、口頭及び筆答による学力試験

2. 外国語試験は、医学研究科委員会において特別の事由があると認めた場合を除き英語

を課すものとし、その受験資格は、学位申請資格を有する者（1年以内に同資格が取得できる者を含む）とする。

3. 外国語試験は医学研究科委員会において行うが、その他の学力試験は第16条に定める審査委員会が行う。
4. 第3条第5項及び第6項に該当する者に対しては、外国語試験を免除することができる。

#### 第4章 通則

##### （学位論文の提出）

第13条 大学院課程の学位論文の審査を申請する者は、学位論文に次の各号に掲げる所定の書類を添え、在学期間又は在籍期間中に当該研究科の研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出の期日は、当該研究科の研究科委員会において定める。

- （1）医学研究科修士課程 別紙様式1-1
- （2）医学研究科博士課程 別紙様式1-2
- （3）医学研究科専門職学位課程 別紙様式1-3
- （4）医療科学研究科修士課程 別紙様式療-1
- （5）医療科学研究科博士後期課程 別紙様式療-12
- （6）保健学研究科修士課程 別紙様式保-1
- （7）保健学研究科博士後期課程 別紙様式保-12

2. 論文提出による博士（医学）の学位論文の審査を申請する者は、学位論文に所定の書類（別紙様式2）及び本大学院医学研究科の行う外国語試験に合格したことを証明するものとして、外国語試験合格通知書を添え、医学研究科長を経て学長に提出しなければならない。なお、提出の期日は、医学研究科委員会において定める。

##### （学位論文の受理）

第14条 学長は、提出された学位論文の受理の可否を、当該研究科の研究科委員会に諮って決定する。

2. 前項により博士の学位論文が受理されたときは、論文要旨等の公表手数料2万円（第3条第4項による場合（同条項を準用する場合を含む）は、このほかに論文審査料30万円）を速やかに納入しなければならない。
3. 前各項により受理した学位論文、その手続書類及び公表手数料等は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

##### （学位論文審査の付託）

第15条 学長は、学位論文を受理したときは、当該研究科の研究科委員会に対し、その審査を付託する。

(審査委員会)

第16条 当該研究科の研究科委員会は、前条により付託された学位論文について、論文ごとに3名の当該研究科の研究科委員会の委員によって構成される審査委員会（主査1名、副査2名）を設けて審査を行う。

2. 前項にかかわらず、当該研究科の研究科委員会が承認した場合に限り、次の各号に掲げる当該研究科の課程においては、当該各号に掲げる者を審査委員会の委員（以下、審査委員という）として選出することができる。

- (1) 医学研究科修士課程 主査、副査のうち1名までを教育教授
- (2) 医学研究科博士課程 副査1名を講座外部部門の教授
- (3) 医学研究科専門職学位課程 主査、副査を特命教授
- (4) 医療科学研究科修士課程 副査2名を准教授
- (5) 医療科学研究科博士後期課程 副査2名を博士号を有する准教授
- (6) 保健学研究科修士課程 副査2名を准教授
- (7) 保健学研究科博士後期課程 副査2名を博士号を有する准教授

3. 前項第4号乃至第7号に掲げる審査委員は、藤田医科大学大学院医療科学研究科担当教員等選考規程（令和6年規程第8号）又は藤田医科大学大学院保健学研究科担当教員等選考規程（平成29年規程第17号）に基づき採用された研究指導教員とする。

4. 審査委員には、必要に応じ、当該研究科の研究科委員会の委員以外の本大学院担当教員を加えることができる。

(学位論文提出者への試問)

第17条 審査委員会は、学位論文の内容について審査するために、学位論文の提出者に対し、当該論文について試問を行わなければならない。ただし、論文審査の結果、その内容に著しい不備のある場合は、論文の再提出を求めることができる。

2. 審査委員は、審査に必要と認めるときは、学位論文を提出した者に対し、当該論文の副本、訳本、標本又は模型その他の資料の提出を求めることができる。

(学位論文)

第18条 提出する学位論文は、自著1編とする。

2. 次の各号に掲げる課程においては、前項によるほか、社会的に認められた権威ある国際誌に第一著者として掲載された原著論文を学位論文として提出することができる。ただし、共同研究者に他の研究機関所属の者が含まれる場合は、当該共同研究者より、この論文を学位論文として使用することについての承諾書を文書で得なければならない。

- (1) 医学研究科修士課程
- (2) 医学研究科博士課程
- (3) 医療科学研究科修士課程
- (4) 医療科学研究科博士後期課程
- (5) 保健学研究科博士後期課程

3. 前項の原著論文が受理されて掲載予定の場合は、「掲載予定証明書」の添付を必要と

する。

4. 論文提出による博士（医学）の学位を申請する者においては、第2項の学位論文が指導教授との共著でなければならない。

（修士課程の参考論文）

第19条 医学研究科修士課程及び医学研究科専門職学位課程、医療科学研究科修士課程及び保健学研究科修士課程においては、参考としての論文の添付を必要としない。

（医学研究科博士課程の参考論文）

第20条 医学研究科博士課程においては、参考として関連した指導教授との共著論文（以下、参考論文という）を、1編以上添付しなければならない。

2. 参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を参考論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

- （1）第一著者であること

- （2）掲載雑誌は査読（peer review）のあるものとし、紀要、研究報告書等は含まれないこと

- （3）掲載予定の論文を参考論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 課程による博士の学位申請者においては、第18条第2項の学位論文が指導教授との共著の場合には、参考論文の添付をすることができる。

4. 課程による博士の学位申請者においては、第18条第2項の学位論文が指導教授との共著でない場合には、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

（医療科学研究科博士後期課程の参考論文）

第21条 医療科学研究科博士後期課程においては、参考として学術雑誌に投稿し採択された指導教員との共著論文（以下、参考論文という）を1編以上添付しなければならない。

2. 前項の参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を前項の参考論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

- （1）第一著者であること

- （2）査読付きのものであること

- （3）紀要、研究報告書等は対象としないこと

- （4）掲載予定の学術論文を前項の学術論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著の場合は、参考論文の添付を免除する。

4. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著でない場合は、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

（保健学研究科博士後期課程の参考論文）

第22条 保健学研究科博士後期課程においては、参考として学術雑誌に投稿し採択された指導教員との共著論文（以下、参考論文という）を1編以上添付しなければならない。

2. 前項の参考論文は、次の各号の要件に該当するものとする。なお、短報を前項の参考論文と認めるか否かについては、その内容により判断する。

- (1) 第一著者であること
- (2) 査読付きのものであること
- (3) 紀要、研究報告書等は対象としないこと
- (4) 掲載予定の学術論文を前項の学術論文とする場合は、「掲載予定証明書」を添付すること

3. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著の場合は、参考論文の添付を免除する。

4. 第18条第2項の学位論文が指導教員との共著でない場合は、添付する参考論文は、第一著者であることを必要としない。

#### (審査委員会の報告)

第23条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験（又は学位審査）を終了したときは、論文審査の要旨及び審査上の意見並びに最終試験（又は学位審査）の成績を、文書をもって当該研究科の研究科委員会に報告しなければならない。

#### (研究科委員会の審議)

第24条 当該研究科の研究科委員会は、前条の報告に基づき、その合否について審議する。

2. 前項の審議のための研究科委員会の成立には委員の総数（海外出張中の委員及び休職中の委員を除く）の3分の2以上の出席を必要とする。
3. 審議において票決を要するときは無記名投票により行い、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 博士の学位の審議には、学位を申請した者による論文要旨の公開発表の内容を加えるものとする。

#### (学長への報告)

第25条 当該研究科の研究科委員会は、前条の議決を行ったときは、速やかに学位論文に論文審査の要旨、最終試験（又は学位審査）の成績及び議決の結果を添えて学長に報告しなければならない。

#### (学位の授与)

第26条 学長は、前条の報告に基づいてその合否を決定するとともに、合格した者には所定の学位記を授与し、不合格と決定した者にはその旨を通知する。

2. 学位記は、3月又は9月に授与するものとする。

#### (学位授与報告及び学位論文要旨等の公表)

第27条 本学は、前条により博士の学位を授与したときは、3ヵ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に学位を授与した日から3ヵ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第28条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3. 博士の学位を授与された者が行う前各項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第29条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、藤田医科大学と付記するものとする。

(学位の取り消し)

第30条 修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該研究科の研究科委員会の議決を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき

2. 前項の議決を行う場合は、研究科委員会の委員の総数(海外出張中の委員及び休職中の委員を除く)の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(改正)

第31条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

2. 昭和59年6月1日一部改正

3. 平成3年4月1日一部改正

4. 平成3年7月1日一部改正

5. 平成11年4月1日一部改正

昭和57年2月1日施行の「学位規程第3条第2項の論文提出による博士(医学)の学位の取扱いに関する内規」は廃止する。

6. 平成13年4月1日一部改正

7. 平成15年11月1日一部改正
8. 平成19年4月1日一部改正
9. 平成20年12月1日一部改正
10. 平成22年4月1日一部改正
11. 平成25年6月1日一部改正
12. 平成27年4月1日一部改正  
ただし、第3条第6項の規定については、平成28年4月1日から施行する。
13. 平成28年4月1日一部改正
14. 平成30年4月1日一部改正  
ただし、第16条第1項の規定については、平成29年10月1日から施行する。
15. 平成30年10月10日一部改正
16. 平成31年4月1日一部改正
17. 令和2年4月1日一部改正
18. 令和4年4月1日一部改正
19. 令和5年4月1日一部改正
20. 令和6年4月1日一部改正
21. 令和8年1月1日一部改正
22. 令和8年4月1日一部改正

## 藤田医科大学大学院医学研究科学費等減免規程

平成23年規程第6号

施行 平成23年4月1日

改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学大学院医学研究科（以下、本研究科という）の修士課程又は博士課程に在籍し、又は在籍することとなる者に対する学費等の減額又は免除（以下、減免という）に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(減免対象の学費等)

第2条 この規程により減免の対象となる学費等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入学検定料
- (2) 入学金
- (3) 授業料

(入学検定料の減免対象者及び減免額)

第3条 入学検定料の減免の対象となる者（以下、入学検定料減免対象者という）は、本研究科の博士課程の志願者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科の修士課程の修了者
- (2) 藤田医科大学保健学研究科の修士課程の修了者
- (3) 前各号に掲げる修士課程の修了見込みの者

2. 入学検定料減免対象者に対する入学検定料の減免額は、入学検定料の全額とする。

(入学金の減免対象者及び減免額)

第4条 入学金の減免の対象となる者（以下、入学金減免対象者という）は、本研究科の博士課程の入学試験に合格した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科の修士課程の修了者
- (2) 藤田医科大学保健学研究科の修士課程の修了者
- (3) 前各号に掲げる修士課程の修了見込みの者

2. 入学金減免対象者に対する入学金の減免額は、入学金の全額とする。

(授業料の減免対象者)

第5条 授業料の減免の対象となる者（以下、授業料減免対象者という）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第1号又は第2号に該当する者が、国内外の大学、研究機関、医療機関、企業又は非営利団体に常勤の職員としての身分を有している場合を除く。

- (1) 本研究科の修士課程に在籍する者
- (2) 本研究科の博士課程に在籍する者
- (3) 修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、学位論文の審査及び最終試験に合格しなかった者

(授業料の減免額)

第6条 授業料減免対象者に対する、藤田医科大学大学院学則（以下、学則という）第10条に定める在学期間（以下、在学期間という）中の年度当たりの授業料の減免額は、授業料減免対象者ごとに、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる授業料減免対象者 年額450,000円
- (2) 前条第2号に掲げる授業料減免対象者 年額200,000円
- (3) 前条第3号に掲げる授業料減免対象者 当該年度の授業料の半額

2. 前条第1号及び第2号に掲げる授業料減免対象者が、修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、学位論文の審査及び最終試験に合格しなかった場合において、修業年限を延長して本研究科に在籍するときの授業料は、当該授業料減免対象者に係る前項の減免額を減じた年度当たりの授業料の半額とする。

(在籍料の減免)

第6条の2 第5条第1号及び第2号に掲げる授業料減免対象者が、学則第20条に定める休学をする場合における在籍料は、学則別表4に定める在籍料から、当該授業料減免対象者に係る前条第1項の減免額の半額を減じた額とする。

(取消し)

第7条 授業料減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の減免を取消すものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 修業年限内に修得すべき単位が未修得であるにもかかわらず標準とする修業年限を超えたとき
- (3) 懲戒処分を受けたとき
- (4) その他授業料減免対象者として不適当と認められたとき

2. 前項により授業料の減免を取消された場合は、当該年度の授業料から減免された額を直ちに納めなくてはならない。

(減免の方法)

第8条 学費等の減免は、学費等納入の際、当該学費等に係る減免額を減じる方法により行う。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、大学事務局医学部事務部学務課が行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、医学研究科委員会の議を経て、常務会の決議による。

## 附則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成22年度以前に入学した者にも適用するが、第4条に定める減免額は、300,000円とする。
3. 平成29年4月1日一部改正  
ただし、第4条第3項の改正及び第4条第3項で引用する限りにおいて第4条第1項及び第2項の改正は、平成27年4月1日に遡って施行する。
4. 平成30年10月10日一部改正
5. 令和元年9月1日一部改正
6. 令和6年7月1日一部改正  
ただし、改正後の第5条及び第6条は令和7年4月1日以降に入学した学生に対し適用し、この規程の改正前の入学者に対しては、なお従前の例による。
7. 令和7年4月1日一部改正
8. 令和8年4月1日一部改正

# 大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項

1999 (H11). 4. 1 記

## 1. 大学院の受験資格について

### (1) 修士課程

大学院学則第16条（入学資格）第1項第9号における「個別の資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」とは以下の場合をいう。

- ① 2年制以上の短期大学卒業者で2年以上の医学系実務経験を有する者
- ② 文部科学大臣の指定した専修学校以外の専門課程を修了した者で2年以上の医学系実務経験を有する者

### (2) 博士課程

大学院学則第16条（入学資格）第2項第4号における「大学の医学部医学科、歯学部又は6年制の獣医学部、6年制の薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」とは次の①及び③、②及び③、又は④、⑤いずれかの要件を満たす者であること。

- ① 4年制の大学を卒業した後、大学、公的研究機関等において2年以上の医学研究歴を有する者、又は有する見込みの者
- ② 2年制以上の短期大学を卒業した後、大学、公的研究機関等において4年以上の医学研究歴を有する者、又は有する見込みの者
- ③ 学術論文等により、修士の学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者
- ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者又は修了見込みの者で、修士号を取得、又は取得見込みの者
- ⑤ 外国の大学において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学又は獣医学部、薬学を履修する課程に限る）を修了することにより、学士の学位に相当する学位を取得、又は取得見込みの者

## 2. 転分野について

大学院学則第23条（転分野）については以下の要領によるものとする。

### (1) 基礎医学領域から臨床医学領域へ転分野する場合

- ア) 2年間の臨床研修を修了していない場合はその課程を修めなければならない。なお、転分野先の指導教授の承諾を得た場合、在学しながら臨床研修に従事することができる。
- イ) 転分野する場合の修業年限は5年を標準とする。
- ウ) 転分野した場合は、新たな専門分野の必修科目をすべて履修しなければならない。
- エ) 基礎医学領域在籍中に履修した臨床医学領域の学科目は、転分野後再履修する必要はない。

### (2) 基礎医学領域から基礎医学領域へ、臨床医学領域から基礎医学領域へ、あるいは臨床医学領域から臨床医学領域へ転分野する場合

- ア) 新たな専門分野の必修科目はすべて履修しなければならない。
- イ) 転分野した場合でも修業年限を延長することはない。

### 3. 学位論文について

#### (1) 修士課程

##### 1) 和文学位論文 (Thesis)

400 字詰原稿用紙 20 枚以上 (図表、写真を含む。文献目録は含まない) にまとめる。

##### 2) 英文学位論文 (Thesis)

A4 : ダブルスペース、Century 11pt、1 ページ 200 語程度、20 枚以上とする。論文の書き方は Fujita Medical Journal (以下、FMJ という) 投稿規定に準ずるものとする。論文内容の要旨は日本語もしくは英語で作成する。

和文及び英文学位論文 (Thesis) として提出した場合は、学位論文審査委員会終了後、7 日以内に指摘された箇所を修正した上で、学位論文原稿を入稿するものとする。

##### 3) 英文国際誌掲載原著論文

藤田医科大学藤田医科大学学位規程第 18 条 2 項の社会的に認められた権威ある国際誌(以下、国際誌という)に第一著者として掲載された原著。

国際誌に投稿した原著論文に第一著者が複数名いる場合(equal contribution)は、原則として複数名の第一著者の中でも必ず筆頭者として示されたものとする。ただし、以下の条件すべてに該当する論文であれば、課程主任会議で審議のうえ主論文として認めることとする。

[条件①] 学位申請において、2 番目までに名前の記載があること。

[条件②] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を学位論文として使用することの承諾が得られていること。

[条件③] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を今後自身の学位論文として使用しないとの承諾が得られていること。

[条件④] 課程主任会議で承認されること。

##### 4) 以下のものは原則、原著には該当しない

- ・ 紀要
- ・ 研究報告書
- ・ 症例報告
- ・ 総説 (レビュー)
- ・ 抄録
- ・ Communication、letter といった速報(誌)
- ・ Study Protocol 論文

ただし、JAMA のレターのような形式であり、且つしっかりした内容のものであれば、課程主任会議で承認された場合は必ずしもこの限りではない。(事前に問い合わせること)

#### (2) 博士課程

##### A. 主論文

##### 1) 英文国際誌掲載原著論文

藤田医科大学藤田医科大学学位規程第 18 条 2 項の社会的に認められた権威ある国際誌(以下、国際誌という)に第一著者として掲載された原著。

国際誌に投稿した原著論文に第一著者が複数名いる場合(equal contribution)は、原則として複数名の第一著者の中でも必ず筆頭者として示されたものとする。ただし、以

下の条件すべてに該当する論文であれば、課程主任会議で審議のうえ主論文として認めることとする。

[条件①] 学位申請において、2番目までに名前の記載があること。

[条件②] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を学位論文として使用することの承諾が得られていること。

[条件③] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を今後自身の学位論文として使用しないとの承諾が得られていること。

[条件④] 課程主任会議で承認されること。

2) 以下のものは原則、原著には該当しない

- ・ 紀要
- ・ 研究報告書
- ・ 症例報告
- ・ 総説（レビュー）
- ・ 抄録
- ・ Communication、letter といった速報(誌)
- ・ Study Protocol 論文

ただし、JAMA のレターのような形式であり、且つしっかりした内容のものであれば、課程主任会議で承認された場合は必ずしもこの限りではない。（事前に問い合わせること）

3) 和文学位論文（Thesis）

400 字詰原稿用紙 50 枚以上（図表、写真を含む。文献目録は含まない）にまとめる。  
なお、学位論文（Thesis）による学位申請は 2019 年度入学者まで有効とする。

4) 英文学位論文（Thesis）

A4：ダブルスペース、Century 11pt、1 ページ 200 語程度、50 枚以上とする。論文の書き方は Fujita Medical Journal 投稿規定に準ずるものとする。論文内容の要旨は日本語もしくは英語で作成する。

和文及び英文学位論文（Thesis）として提出した場合は、学位論文審査委員会終了後、7 日以内に指摘された箇所を修正した上で、学位論文原稿を入稿するものとする。なお、学位論文（Thesis）による学位申請は 2019 年度入学者まで有効とする。

## B. 参考論文

1) 以下のものは参考論文には該当しない

- ・ 紀要
- ・ 研究報告書
- ・ 症例報告（新しい学術的知見を公表したもの、IF $\geq$ 1 の英文誌に掲載されたものは除く）
- ・ 総説（レビュー）
- ・ 抄録
- ・ Communication、letter といった速報(誌)
- ・ Study Protocol 論文

ただし、JAMA のレターのような形式であり、且つしっかりした内容のものであれば、課程主任会議で承認された場合は必ずしもこの限りではない。（事前に問い合わせること）

2) 主たる参考論文には、他の学位申請者の主論文及び参考論文として使用された論文を原則、使用できない。ただし、2 本目以降であれば可とする。

### C. 主論文、参考論文共通事項

#### 1) 著者所属

学位申請者の所属の記載は本学であること。

#### 2) 査読

Thesis 以外の論文は査読(peer review)を受けていること。

#### 3) インパクトファクター

Journal Citation Reports に掲載されているインパクトファクターを用いる。大学院医学研究科在学期間及び在籍期間の最高値を用いることとする。

#### 4) 国際誌 (F M J 含む) の掲載時期

医学研究科博士課程入学以降に掲載、あるいは掲載予定のものとする。

#### 5) 共著者となる指導教授

医学研究科博士課程入学以降に所属する専門分野の講座教授とする。

#### 6) 他機関の共著者の承諾書

国際誌掲載論文のうち、共著者に他の研究機関所属の者が含まれる場合は、この共著者より、この論文を学位論文として使用することについての承諾書を文書で得るものとする。

#### 7) 掲載予定証明書

論文が受理され掲載予定の場合は、出版社からの「掲載予定証明書」を必要とするが、既に PubMed にてオンライン上で公開されている場合は、その印刷物の提出により「掲載予定証明書」の代わりとできる。

また、掲載予定証明書は学位論文申請締め切り時ではなく、学位論文受理審査(課程主任会議)までに提出できれば良いものとする。

#### 8) 博士学位論文の剽窃チェック

博士の学位を申請する者は、剽窃チェックソフト (iThenticate) を用いて学位論文を照合し、学位申請時に以下の 2 点を提出すること。

①博士学位論文の剽窃に係る届出書

②剽窃チェックソフト (iThenticate) による結果レポート (カラー印刷)

### (3) 論文提出による学位申請 (論文博士)

#### A. 主論文

#### 1) 英文国際誌掲載原著論文

藤田医科大学藤田医科大学学位規程第 18 条 2 項の社会的に認められた権威ある国際誌(以下、国際誌という)に第一著者として掲載された原著。

国際誌に投稿した原著論文に第一著者が複数名いる場合(equal contribution)は、原則として複数名の第一著者の中でも必ず筆頭者として示されたものとし、以下の条件すべてに該当する論文であれば、課程主任会議で審議のうえ主論文として認めることとする。

[条件①] 他の equally contributed author から、当該論文を学位論文として使用することの承諾が得られていること。

[条件②] 他の equally contributed author から、当該論文を今後自身の学位論文として使用しないとの承諾が得られていること。

[条件③] 課程主任会議で承認されること。

#### 2) 以下のものは原則、原著には該当しない

- ・ 紀要
- ・ 研究報告書
- ・ 症例報告
- ・ 総説（レビュー）
- ・ 抄録
- ・ **Communication、letter** といった速報(誌)
- ・ **Study Protocol** 論文

ただし、**JAMA** のレターのような形式であり、且つしっかりした内容のものであれば、課程主任会議で承認された場合は必ずしもこの限りではない。（事前に問い合わせること）

## B. 参考論文

### 1) 英文国際誌掲載原著論文

藤田医科大学藤田医科大学学位規程第 18 条 2 項の社会的に認められた権威ある国際誌(以下、国際誌という)に第一著者として掲載された原著。

国際誌に投稿した原著論文に第一著者が複数名いる場合(equal contribution)は、原則として複数名の第一著者の中でも必ず筆頭者として示されたものとする。ただし、以下の条件すべてに該当する論文であれば、課程主任会議で審議のうえ参考論文として認めることとする。

[条件①] 学位申請において、2番目までに名前の記載があること。

[条件②] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を学位論文として使用することの承諾が得られていること。

[条件③] 筆頭者及び他の equally contributed author から、当該論文を今後自身の学位論文として使用しないとの承諾が得られていること。

[条件④] 課程主任会議で承認されること。

### 2) 以下のものは参考論文には該当しない

- ・ 紀要
- ・ 研究報告書
- ・ 症例報告（新しい学術的知見を公表したもの、 $IF \geq 1$  の英文誌に掲載されたものは除く）
- ・ 総説（レビュー）
- ・ 抄録
- ・ **Communication、letter** といった速報(誌)
- ・ **Study Protocol** 論文

ただし、**JAMA** のレターのような形式であり、且つしっかりした内容のものであれば、課程主任会議で承認された場合は必ずしもこの限りではない。（事前に問い合わせること）

### 3) 主たる参考論文には、他の学位申請者の主論文及び参考論文として使用された論文を原則、使用できない。ただし、2 本目以降であれば可とする。

## C. 主論文、参考論文共通事項

### 1) 著者所属

学位申請者の所属の記載は本学であること。

### 2) 査読

査読(peer review)を受けていること。

### 3) インパクトファクター

Journal Citation Reports に掲載されているインパクトファクターを用いる。大学院医学研究科在籍期間の最高値を用いることとする。

- 4) 国際誌（F M J 含む）の掲載時期  
医学研究歴の期間内に掲載あるいは掲載予定のものとする。
- 5) 共著者となる指導教授  
医学研究歴の期間内に在籍した専門分野の講座教授とする。ただし、その可否については、課程主任会議での審議を必要とする。
- 6) 他機関の共著者の承諾書  
国際誌掲載論文のうち、共著者に他の研究機関所属の者が含まれる場合は、この共著者より、この論文を学位論文として使用することについての承諾書を文書で得るものとする。
- 7) 掲載予定証明書  
論文が受理され掲載予定の場合は、出版社からの「掲載予定証明書」を必要とするが、既に PubMed にてオンライン上で公開されている場合は、その印刷物の提出により「掲載予定証明書」の代わりとできる。  
また、掲載予定証明書は学位論文申請締め切り時ではなく、学位論文受理審査(課程主任会議)までに提出できれば良いものとする。
- 8) 博士学位論文の剽窃チェック  
博士の学位を申請する者は、剽窃チェックソフト (iThenticate) を用いて学位論文を照合し、学位申請時に以下の 2 点を提出すること。
  - ①博士学位論文の剽窃に係る届出書
  - ②剽窃チェックソフト (iThenticate) による結果レポート (カラー印刷)

#### 4. 学位論文申請要件について

学位規程に基づき、学位論文申請要件を以下のとおり申し合わせる。

##### (1) 課程修士

主論文	参考論文 (主論文とは別)
条件 ① Thesis として提出 (和文又は英文原稿 20 枚以上) ・単著	不要
条件 ② 英文誌掲載原著論文 『Fujita Medical Journal』含む ・第一著者 ・指導教授と共著  ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	不要

## (2) 課程博士

主論文		参考論文（主論文とは別）
条件①	英文誌掲載原著論文 『Fujita Medical Journal』含む ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	添付可とする
条件②	英文誌掲載原著論文 『Fujita Medical Journal』含む ・第一著者 ・指導教授と共著でない ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	指導教授との共著論文が一編以上必要 ・原著又はそれに相当すること。 ・課程主任会議で承認されること。 ・第一著者でなくても可 (和文の論文は 2019 年度の入学生まで有効とする。)
条件③	Thesis として提出 (和文又は英文原稿 50 枚以上) ・単著  ・ Thesis(和文・英文)は 2019 年度の入学生まで有効とする。	第一著者かつ指導教授との共著論文が一編以上必要 ・原著又はそれに相当すること。 ・課程主任会議で承認されること (和文の論文は 2019 年度の入学生まで有効とする。)

## (3) 論文博士

主論文		参考論文（主論文とは別）
条件①	英文誌掲載原著論文 『Fujita Medical Journal』含む ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	同左
条件② ※1	英文誌掲載原著論文 『Fujita Medical Journal』含む ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	添付可とする
条件③	IF $\geq$ 1 の英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 2006 年度(後期)以前の外国語試験合格者のみ有効とする。	第一著者かつ指導教授との共著論文が一編以上必要 (藤田学園医学会誌短報・原著論文も可) 2006 年度(後期)以前の外国語試験合格者のみ有効とする。

## ※1 条件②の留意事項

医学研究科博士課程において、修業年限内に所定の単位を修得したにもかかわらず、学位論文の審査及び最終試験に合格できなかった者（満期退学者）が、本学医学部に専任教員として在籍している場合または医学研究科研究生として在籍している場合に限る（2022 年 4 月 1 日より適用）。

(4) 早期学位授与

主論文		参考論文（主論文とは別）
条件①	該当カテゴリーの上位 <b>10%</b> に位置する英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	添付可とする
条件②	該当カテゴリーの上位 <b>25%</b> に位置する英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。	英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。
条件③	IF $\geq$ 5 の英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。 ・2023年度の入学生まで有効とする。	添付可とする
条件④	IF $\geq$ 3、IF $<$ 5 の英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。 ・2023年度の入学生まで有効とする。	英文誌掲載原著論文 ・第一著者 ・指導教授と共著 ※PubMed または J-STAGE で検索可能なこと。

<早期学位授与について>

大学院学則第 39 条 2 項（学位授与）における早期学位授与は、以下の要領によるものとする。

- a.十分に権威ある国際誌に第一著者として論文が掲載されている。
- b.指導教授は早期学位申請者の推薦理由を文書で医学研究科長に提出し、大学院医学研究科課程主任会議において、事前資格審査を行う。
- c.学位規程第 16 条に則り、医学研究科委員会の委員によって構成される審査委員会（主査 1 名、副査 2 名）を設けて審査を行う。

(5) 研究関連教育セミナーの受講

課程修士、課程博士、論文博士ともに、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」より、以下のセミナーの受講を学位申請要件とする（e ラーニングや DVD での聴講受講も可）。

- 【1】研究セミナー
- 【2】研究倫理セミナー
- 【3】コンプライアンスセミナー
- 【4】APRIN e ラーニングプログラム 医学研究者コース

（医学研究歴期間内に受講し、学位申請時に有効な修了証を提出すること）

※課程修士、課程博士は、入学後より学位申請までに各 1 回受講のこと。

論文博士は、学位申請の当年度もしくは前年度に各1回受講すること。

## 5. 学位論文公開審査委員会について

### A. 審査委員

本学大学院学位規程第16条（審査委員会）における審査委員（主査、副査）について、以下のとおり申し合わせる。

- (1) 学位申請者の指導教授は、主査及び副査になることはできない。
- (2) 審査の対象となる主論文の共著者は、主査になることはできない。
- (3) 主査は司会を務め、審査委員会を主宰し、その職務を統括する。
- (4) 審査(評価)においては、学位審査の透明性・客観性を担保する。

### B. 学位論文公開審査委員会

学位論文の医学研究科委員会での合否審議の前に、以下のとおり学位論文公開審査委員会を開催する。

- (1) 学位申請者が、学位論文要旨の発表と論文内容についての質疑応答を行う。
- (2) 学位申請者（発表者）の主査及び副査には出席を義務付ける。欠席の場合は、医学研究科委員会の審議対象から外す。
- (3) 参加者は、医学研究科委員以外に、教員、職員、大学院生・研究生、研究補助員、及び医学研究科長の認める者とする。なお、必要に応じて学外審査委員の登用を行う。
- (4) 学位論文公開審査委員会に先立ち、学内にその予定を通知する。

## 6. 医学研究科委員会（学位論文の合否審議）について

学位論文合否審議の医学研究科委員会は、非公開とし、以下のとおり開催する。

- (1) 学位申請者（発表者）の主査には出席を義務付ける。欠席の場合は、医学研究科委員会の審議対象から外す。ただし、不測の事態に限り、事前に医学研究科長が許可した場合、副査が主査を代行できる。また、必要に応じて学外審査委員の登用を行う。
- (2) 合否判定は、学位論文公開審査委員会の内容、主査による審査結果に基づき審議する。
- (3) 不合格となった学位申請は、不合格となった理由に応じて学位申請又は学位論文公開審査委員会から再審査を受けることとする。

## 7. 学位論文の公表について

本学大学院学位規程第25条2項（学位論文の公表）における「やむを得ない事由」は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- (2) 博士論文が、著作権の保護、個人情報の保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じるとき。
- (4) その他客観的に見てやむを得ない事由が生じたとき。

## 8. 大学院生の身分について

### (1) 一般大学院生

原則週4日以上、本学において授業科目を履修し研究に従事する者であり、病院や企業等と常勤の雇用契約を有さない者。

### (2) 社会人大学院生

病院や企業等と雇用契約を結び勤務する者(非常勤、アルバイト等を除く)及び本学園の常勤教職員であり、入学後もその身分を有する者又は入学後の在職が予定されている者。

## 9. 講座外部部門での大学院生受け入れについて

(1) 講座外部部門は大学院生を受け入れることができる。この場合、当該大学院生は、大学院医学研究科のいずれかの専門分野に所属し、講座外部部門に派遣され指導を受ける。

(2) 講座外部部門で指導を受ける大学院生が学位申請する場合は、指導教授及び派遣先の講座外部部門責任者との共著論文を必要とする。

(3) 講座外部部門の大学院生の学位論文審査では、講座外部部門責任者は副査として加わることができる。

(4) 講座外部部門は、指導教授として選択された研究科委員の専門分野に配分された大学院生費のうち、各部門へ派遣されている大学院生数相当分を受け取ることができる。

## 10. 他施設における研究歴について

他施設における医学研究歴は、当該施設の研究員数、年間研究費及び過去3年間の研究業績(年報等)により評価する。

(1) 他施設とは大学、大学付属の研究機関及び公的研究機関とする。

(2) 研究補助員、補佐員である場合、研究歴としては認めない。

## 11. 学外履修について

(1) 学位論文研究を目的として学外研究施設で履修することを希望する場合は、所定の「学外履修許可願」を提出してその許可を得なければならない。

(2) 外国の研究施設に留学する場合も、前項と同様に所定の「学外履修許可願」を提出してその許可を得なければならない。

(3) 一般大学院生の学外履修の期間は在籍期間を通算して1年以内とし、これを超える場合は休学しなければならない。

(4) 専攻分野学科目を履修する目的で学会に参加する場合は、「学会参加届」の提出により学会参加期間を単位として認定する。

## 12. 他の専任業務の禁止について

学生は学園が認めたもの以外の専任業務に従事してはならない。ただし、前条により研究を目

的として学外履修の許可を得た場合、社会人大学院生で「就学承諾書」の提出により、就学を許可されている場合はその限りではない。

13. 独立行政法人日本学術振興会（以下日本学術振興会）による論文博士号取得希望者に対する支援事業についてアジア諸国の研究者に対し、日本の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得する者を支援する（いわゆる RONPAKU）。

（1）対象国、候補者の要件、研究指導の実施等については日本学術振興会の募集要項に則り運用する。

（2）論博研究者の身分

- ・本学大学院医学研究科研究生とする。
- ・研究生の在籍料（年間 30 万円）を免除することとする。

（3）支援期間

毎年度 4 月 1 日に開始するものとし、3 年以内。

14. 外国人学生の臨床修練指導について

（1）日本の医師免許を有しない外国人を臨床修練指導する場合は、医療法に抵触しないように、外国人医師に対する「外国医師・外国歯科医師臨床修練制度（厚生労働省）」に則って指導するものとする。

（2）外国人医師の指導に際しては、該当臨床医学分野の専任教員は同修練制度に定める指導医としての資格を有しなければならない。

（3）外国人医師は同修練制度に定める修練医としての資格を有しなければならない。

#### 附 則

1. この申し合わせ事項は、平成11年 4月 1日から施行する。
2. 平成 15 年 11月 1日から一部改正
3. 平成 19 年 7月 1日から一部改正
4. 平成 20 年 3月 1日から一部改正
5. 平成 20 年 12月 1日から一部改正
6. 平成 24 年 4月 1日から一部改正
7. 平成 25 年 4月 1日から一部改正
8. 平成 25 年 6月 1日から一部改正
9. 平成 25 年 9月 1日から一部改正
10. 平成 27 年 4月 1日から一部改正
11. 平成 28 年 4月 1日から一部改正
12. 平成 28 年 10月 1日から一部改正
13. 平成 29 年 3月 16日から一部改正
14. 平成 29 年 4月 1日から一部改正
15. 平成 29 年 6月 1日から一部改正
16. 平成 29 年 10月 1日から一部改正
17. 平成 30 年 4月 1日から一部改正
18. 平成 31 年 4月 1日から一部改正
19. 令和 2 年 4月 1日から一部改正
20. 令和 3 年 4月 1日から一部改正

21. 令和 3 年 9月 1日から一部改正
22. 令和 4 年 4月 1日から一部改正
23. 令和 5 年 4月 1日から一部改正
24. 令和 5 年 6月 1日から一部改正
25. 令和 5 年 10月 1日から一部改正
26. 令和 6 年 4月 1日から一部改正
27. 令和 7 年 4月 1日から一部改正

# Matters Agreed upon by the Graduate School of Medicine Committee

Recorded 1999/4/1

## 1. Graduate School Application Qualifications

### (1) Master's Course

“Based on individual inspection, individuals recognized as having academic ability at least equivalent to those who graduated from universities” as specified in Article 16 (Qualifications for Admission), Item 1, Paragraph 9 of the Graduate School Regulations defines:

- 1) Individuals who graduated from junior colleges with a two-year program or more, with at least two additional years of practical medical experience.
- 2) Individuals who completed specialist courses at institutions other than vocational schools which are designated by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology, with at least two additional years of practical medical experience.

### (2) Doctoral Course

“Individuals recognized as having academic ability at least equivalent to those who graduated from university schools of medicine, schools of dentistry, or six-year faculties of veterinary medicine or pharmacy” as specified in Article 16 (Qualifications for Admission), Item 2, Paragraph 4 of the Graduate School Regulations defines those with qualifications 1) and 3) or 2) and 3) or 4) or 5).

- 1) Individuals who graduated from universities with four-year programs, with at least two additional years of medical research experience at universities, or public research or equivalent institutions, or expect to fulfill the qualification.
- 2) Individuals who graduated from junior college with a two-year program or more, with at least four additional years of medical research experience at universities or public research or equivalent institutions, or expect to fulfill the qualification.
- 3) Individuals whose research quality is considered at least equivalent to the master's thesis level.
- 4) Individuals who completed or expect to complete 18-year or more educational programs in foreign countries and possess or expect to possess master's degree.
- 5) Individuals who have obtained or are expected to obtain a degree equivalent to a bachelor's degree by completing a course (limited to courses in medicine, dentistry or veterinary medicine or pharmacy) of five years or more in duration of study at a foreign university.

## 2. Transferring Field

Practical guidelines of Article 23 (Transferring Fields) of the Graduate School Regulations are as follows.

- (1) When students transfer from the basic to clinical medicine fields,
  - a) they must have completed two years of clinical training (If the supervising professor of the new field gives a consent, they can complete the clinical training

- while in graduate school.);
- b) they are asked to earn credits predominantly in five years;
  - c) all compulsory courses in the new field must be taken; and
  - d) clinical medicine subjects, which have been completed when the individuals were enrolled in the basic courses, are not required to be taken again.
- (2) When individuals transfer within the basic medicine fields, from the clinical to basic medicine field, or within the clinical medicine fields,
- a) all compulsory courses in the new field must be taken and
  - b) they are asked to earn credits predominantly in four years.

### 3. Degree Papers

#### (1) Master's Course

##### 1) Thesis written in Japanese

Thesis should comprise at least 20 pages with 400 characters per page. Note that figures, tables, and photographs are included in the page count, but the reference pages are excluded.

##### 2) Thesis written in English

Thesis should comprise at least 20 pages of double-spaced A4 paper and be written in 11-point Century font, with approximately 200 words per page. The format should follow the submission guidelines for the *Fujita Medical Journal (FMJ)*. An abstract must also be provided.

In response to any concerns raised by the thesis review committee, the English- or Japanese-language theses must be revised and sent to the University Office within 7 days.

##### 3) Original Papers Published in International English-language Journals

Original works with the applicant as the first author published in prestigious international journals (hereafter, "international journals") must be presented, as specified in Article 18, Item 2 of the Fujita Medical University Degree Regulations.

When there are multiple first authors with equal contributions, the applicant's name must be listed first among all the authors. However, papers fulfilling all the conditions provided below shall be approved as main papers after they are subjected to review by the Course Directors' Committee.

[Condition (1)] For a Master's degree application, the applicant's name must be listed second.

[Condition (2)] The applicant must obtain consent from the first author and other equally contributing authors to use the paper as the applicant's main paper.

[Condition (3)] The applicant must obtain agreements from the first author and other equally contributing authors that none of them intend to use the paper as their own main paper in the future.

[Condition (4)] Approval of the Course Directors' Committee must have been obtained on the paper that fulfils Conditions (1)-(3).

4) As a general rule, the following content is not approved as the original paper:

- Proceedings
- Research reports
- Case reports
- Reviews
- Abstracts
- Bulletins such as “communications” and “letters” in journals
- Study Protocol

However, if the paper in question is in a specific format such as a JAMA letter, the content is substantial, and it has been approved by the Course Directors’ Committee, it is permissible. Inquiries by students should be made in advance.

## (2) Doctoral Course

### A. Main Paper

#### 1) Original Papers Published in International English-language Journals

Original works with the applicant as the first author published in prestigious international journals (hereafter, “international journals”) must be presented, as specified in Article 18, Item 2 of the Fujita Medical University Degree Regulations.

When there are multiple first authors with equal contributions, the applicant’s name must be listed first among all the authors. However, papers fulfilling all the conditions provided below shall be approved as main papers after they are subjected to review by the Course Directors’ Committee.

[Condition (1)] For a doctoral degree application, the applicant’s name must be listed second.

[Condition (2)] The applicant must obtain consent from the first author and other equally contributing authors to use the paper as the applicant’s main paper.

[Condition (3)] The applicant must obtain agreements from the first author and other equally contributing authors that none of them intend to use the paper as their own main paper in the future.

[Condition (4)] Approval of the Course Directors’ Committee must have been obtained on the paper that fulfils Conditions (1)-(3).

2) As a general rule, the following content is not approved as the original paper:

- Proceedings
- Research reports
- Case reports
- Reviews
- Abstracts
- Bulletins such as “communications” and “letters” in journals
- Study Protocol

However, if the paper in question is in a specific format such as a JAMA letter, the content is substantial, and it has been approved by the Course Directors’ Committee, it is permissible. Inquiries by students should be made in advance.

3) Thesis written in Japanese (not applicable to degree by dissertation)

Thesis should comprise at least 50 pages with 400 characters per page. Note that figures, tables, and photographs are included in the page count, but the reference pages are excluded.

4) Thesis written in English (not applicable to degree by dissertation)

Thesis should comprise at least 50 pages of double-spaced A4 paper and be written in 11-point Century font, with approximately 200 words per page. The format should follow the submission guidelines for the *Fujita Medical Journal (FMJ)*. An abstract must also be provided.

In response to any concerns raised by the thesis review committee, the English- or Japanese-language theses must be revised and sent to the University Office within 7 days.

A degree application by Thesis is valid only for those matriculating in the 2019 academic year or earlier.

## B. Reference Papers

1) The following are not approved as reference paper:

- Proceedings
- Research reports
- Case reports (excluding those that present new academic knowledge and those published in an English-language journal with an impact factor greater than or equal to 1)
- Reviews
- Abstracts
- Bulletins such as “communications” and “letters” in journals
- Study Protocol

However, if the paper in question is in a specific format such as a JAMA letter, the content is substantial, and it has been approved by the Course Directors' Committee, it is permissible. Inquiries by students should be made in advance.

2) Papers that have been used as main or reference papers for other degree applicants may not be used as main or reference papers; however, they may be accepted as second or subsequent papers.

## C. Common Requirements for Main and Reference Papers

1) Author Affiliation

The affiliation of a degree applicant must be listed as Fujita Health University.

2) Peer Review

All papers other than the thesis must be peer-reviewed.

3) Impact Factor

The impact factors listed in the Journal Citation Reports are to be used, making use of the highest value while the applicant enrolls at and belongs to the Graduate School of Medicine.

1) Dates of Publication in International Journals (including *FMJ*)

For doctorates by coursework, the scheduled or actual date of publication must be after the date of admission to the Graduate School of Medicine Doctoral Program.

2) Supervising Professors as Co-authors

For doctorates by coursework: department professors in the affiliated field after admission to the Graduate School of Medicine Doctoral Program

3) Letters of Consent from Co-authors at Other Institutions

4) Written permission from co-authors affiliated with other institutions

If any of the co-authors of a paper published in an international journal are affiliated with other institutions, their written permission must be obtained to use the paper as a main paper.

5) Certificate of Scheduled Publication

Papers that have been accepted and are scheduled for publication require a certificate of publication from the publisher. However, for papers published online on PubMed, a printout may be submitted instead.

The certificate of publication may be submitted before the thesis review (Course Directors' Committee) rather than the application deadline.

6) Plagiarism Check for Doctoral Paper

Those who apply for a doctoral degree must collate their papers using Plagiarism Check Software iThenticate. The following documents must be accompanied as degree application documents.

- ① Declaration form regarding Plagiarism
- ② Result report of the iThenticate (color-printed)

(3) Doctoral Degree by Dissertation Submission (Degree by Dissertation)

A. Main Paper

1) Original Papers Published in International English-language Journals

Original works with the applicant as the first author published in prestigious international journals (hereafter, "international journals") must be presented, as specified in Article 18, Item 2 of the Fujita Medical University Degree Regulations.

When there are multiple first authors with equal contributions, the applicant's name must be listed first among all the authors. In addition, papers fulfilling all the conditions provided below shall be approved as main papers after they are subject to review by the Course Directors' Committee.

[Condition (1)] The applicant must obtain consent from other equally contributing authors to use the paper as the applicant's main paper.

[Condition (2)] The applicant must obtain agreements from other equally contributing authors that none of them intend to use the paper as their own main paper in the future.

[Condition (3)] Approval of the Course Directors' Committee must have been obtained.

2) As a general rule, the following content is not approved as the original paper:

- Proceedings
- Research reports
- Case reports
- Reviews
- Abstracts
- Bulletins such as “communications” and “letters” in journals
- Study Protocol

However, if the paper in question is in a specific format such as a JAMA letter, the content is substantial, and it has been approved by the Course Directors’ Committee, it is permissible. Inquiries by students should be made in advance.

## B. Reference Papers

1) The following are not approved as reference paper:

Original works with the applicant as the first author published in prestigious international journals (hereafter, “international journals”) must be presented, as specified in Article 18, Item 2 of the Fujita Medical University Degree Regulations.

When there are multiple first authors with equal contributions, the applicant’s name must be listed first among all the authors. However, papers fulfilling all the conditions provided below shall be approved as reference papers after they are subjected to review by the Course Directors’ Committee.

[Condition (1)] For a doctoral degree application, the applicant’s name must be listed second.

[Condition (2)] The applicant must obtain consent from the first author and other equally contributing authors to use the paper as the applicant’s reference paper.

[Condition (3)] The applicant must obtain agreements from the first author and other equally contributing authors that none of them intend to use the paper as their own main paper in the future.

[Condition (4)] Approval of the Course Directors’ Committee must have been obtained on the paper that fulfills Conditions (1)-(3).

2) As a general rule, the following content is not approved as reference paper:

- Proceedings
- Research reports
- Case reports (excluding those that present new academic knowledge and those published in an English-language journal with an impact factor greater than or equal to 1)
- Reviews
- Abstracts
- Bulletins such as “communications” and “letters” in journals
- Study Protocol

However, if the paper in question is in a specific format such as a JAMA letter, the content is substantial, and it has been approved by the Course Directors’ Committee, it is permissible. Inquiries by students should be made in advance.

- 3) Papers that have been used as a main paper or reference papers for other degree applicants may not be used as a main reference paper; however, they may be accepted as second or subsequent papers.

### C. Common Requirements for Main and Reference Papers

#### 1) Author Affiliation

The affiliation of a degree applicant must be listed as Fujita Health University.

#### 2) Peer Review

All papers must be peer-reviewed.

#### 3) Impact Factor

The impact factors listed in the Journal Citation Reports are to be used, making use of the highest value while the applicant belong to the Graduate School of Medicine.

#### 4) Dates of Publication in International Journals (including *FMJ*)

The scheduled or actual date of publication must be during the applicant's medical research career.

#### 5) Supervising Professors as Co-authors

Department professors in the affiliated field while conducting medical research; however, acceptance is subject to approval of the Course Directors' Committee.

#### 6) Letters of Consent from Co-authors at Other Institutions

Written permission from co-authors affiliated with other institutions

If any of the co-authors of a paper published in an international journal are affiliated with other institutions, their written permission must be obtained to use the paper as a main paper.

#### 7) Certificate of Scheduled Publication

Papers that have been accepted and are scheduled for publication require a certificate of publication from the publisher. However, for papers published online on PubMed, a printout may be submitted instead.

The certificate of publication may be submitted before the thesis review (Course Directors' Committee) rather than the application deadline.

#### 8) Plagiarism Check for Doctoral Paper

Those who apply for a doctoral degree must collate their papers using Plagiarism Check Software iThenticate. The following documents must be accompanied as degree application documents.

- ① Declaration form regarding Plagiarism
- ② Result report of the iThenticate (color-printed)

#### 4. Thesis Application Requirements

As outlined in the Degree Regulations, the thesis application requirements are as follows:

##### (1) Master's Degree

Main paper		Reference papers (distinct from the main paper)
Conditions (1)	Submitted as thesis (Japanese or English manuscript of at least 20 pages) • Single author	Not required
Conditions (2)	Original paper published in an English-language journal, including the <i>Fujita Medical Journal (FMJ)</i> • First author • Co-authored with supervising professor *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Not required

##### (2) Doctoral Degree by Coursework

Main paper		Reference papers (distinct from the main paper)
Condition (1)	Original paper published in an English-language journal, including the <i>Fujita Medical Journal (FMJ)</i> • First author • Co-authored with supervising professor *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Accompanying submission permitted
Condition (2)	Original paper published in an English-language journal, including the <i>Fujita Medical Journal (FMJ)</i> . • First author • Not co-authored with supervising professor  *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	One or more paper(s) co-authored with supervising professor required • Original paper or equivalent • Must be approved by the Course Directors' Committee • Acceptable even if the applicant is not the first author (Papers in Japanese, being acceptable for those matriculating in the 2019 academic year or earlier.)

Condition (3)	Submitted as thesis (a Japanese or English manuscript of at least 50 pages) <ul style="list-style-type: none"> <li>• Single author</li> <li>• Thesis (Japanese/English)</li> </ul> Being acceptable for those matriculating in the 2019 academic year or earlier.	One or more paper(s) written as the first author and co-authored with supervising professor required <ul style="list-style-type: none"> <li>• Original paper or equivalent</li> <li>• Must be approved by the Course Directors' Committee</li> </ul> (Papers in Japanese, being Acceptable for those matriculating in the 2019 academic year or earlier.)
------------------	---	--

(3) Doctoral Degree by Dissertation

	Main paper	Reference papers (distinct from the main paper)
Condition (1)	Original paper published in an English-language journal, including the <i>Fujita Medical Journal (FMJ)</i> . <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Same as on the left
Condition (2) *1	Original paper published in an English-language journal, including the <i>Fujita Medical Journal (FMJ)</i> . <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Accompanying submission permitted
Condition (3)	Original paper published in an English-language journal with an impact factor greater than or equal to 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> Acceptable for those passing the foreign language examination in 2006 or earlier	One or more papers written as the first author and co-authored with supervising professor required (Short reports and original Papers in the <i>Bulletin of the Fujita Medical Society</i> being acceptable)  Acceptable for those passing the foreign language examination in 2006 or earlier

\*1 Notes on condition (2).

In the Doctoral course of the Graduate School of Medicine, only those who failed to pass the examination of their dissertation and final examination despite having earned the required credits within the period of study (maturity withdrawal) are

enrolled as full-time faculty members in the Faculty of Medicine of Fujita Health University or as research students in the Graduate School of Medicine (applicable from 1 April 2022).

(4) Early Award of Degrees

Main paper		Reference papers (distinct from the main paper)
Condition (1)	Original paper published in an English-language journal in the top 10 percentile <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Accompanying submission permitted
Condition (2)	Original paper published in an English-language journal in the top 25 percentile <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.	Original paper published in an English-language journal <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.
Condition (3)	Original paper published in an English-language journal with an impact factor of greater than or equal to 5 <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.  <ul style="list-style-type: none"> <li>• Only for students enrolled before academic year of 2023.</li> </ul>	Accompanying submission permitted
Conditions (4)	Original paper published in an English-language journal with an impact factor of between 3 and 5 <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.  <ul style="list-style-type: none"> <li>• Only for students enrolled before academic year of 2023.</li> </ul>	Original paper published in an English-language journal <ul style="list-style-type: none"> <li>• First author</li> <li>• Co-authored with supervising professor</li> </ul> *Must be searchable in PubMed or J-STAGE.

[Early award of degrees]

As specified in Article 39, Item 2 of the Graduate School Regulations, the early awarding of degrees is based on the following guidelines:

- a. The applicant must be the first author in one or more published paper(s) in international journals of sufficient prestige;
- b. The supervising professor must submit a recommendation letter for the early degree application in writing to the Dean of the Graduate School of Medicine, and at a meeting of the Graduate School of Medicine Course Directors' Committee, prequalification should be conducted.
- c. The applicant must give a thesis presentation at the Examining Committee (one chief examiner and two assistant examiners) consisting of members of the Graduate School of Medicine Committee as specified in Article 16 of the Graduate School Degree Regulations.

(5) Attendance at Research-related Educational Seminars

As outlined in the "Ethical Guidelines for Medical and Biological Research Involving Human Subjects" and "Guidelines for Handling Misconduct in Research Activities," attendance for the following seminars and a program is mandatory to apply for master's degree, the Degree of Doctor of Philosophy (by coursework), and the Degree of Doctor of Philosophy (by dissertation).

(watching the seminars on e-learning tool is also acceptable).

[1] The research seminar

[2] The research ethics seminar

[3] The compliance seminar

[4] APRIN e-learning Program -Course for medical researchers-

(Submit valid certificate of course completion for APRIN e-learning Program at the time of degree application)

Students in master's or doctoral courses must take the Research-related Educational Seminars once within their enrollment by degree application. Instead, doctorates taking the doctoral degree by dissertation submission must take them within or before the year of degree application.

5. Public Thesis Review Committee

A. Committee Members

The following items concerning committee members (i.e., chief examiner and assistant examiners) are stipulated in Article 16 (Examining Committee) of the Graduate School Degree Regulations.

- (1) The supervising professor of a degree applicant may not serve as the chief examiner or assistant examiner.
- (2) Co-authors of the main paper under examination may not serve as the chief examiner.
- (3) The chief examiner shall serve as the chair, preside over the examining committee, and oversee its duties.
- (4) The transparency and objectivity of the degree examination (assessment) shall be

ensured.

#### B. Public Thesis Review Committee

Before deliberations on the acceptance or rejection of the main paper by the Graduate School of Medicine Committee, the following Public Thesis Review Committees are to be held.

- (1) The degree applicant shall present a dissertation abstract and hold a discussion session on the thesis.
- (2) The degree applicant's chief examiner and the assistant examiners must be present. If absent, they shall be excluded from the deliberations of the Graduate School of Medicine Committee.
- (3) In addition to the members of the Graduate School of Medicine Committee, the participants shall include faculty members, staff, graduate students, research students, research assistants, and other individuals who are permitted by the Dean of the Graduate School of Medicine. If necessary, an external examiner may be appointed.
- (4) Prior to the Public Thesis Review Committee, the schedule must be made known at the university.

#### 6. Graduate School of Medicine Committee

(Deliberation on Acceptance/Rejection of the Main Paper)

The Graduate School of Medicine Committee, which deliberates on the acceptance or rejection of the main paper, is closed to the public. The committee meeting procedures are as follows:

- (1) The degree applicant's (the presenter's) chief examiner must be present. If absent, they shall be excluded from the deliberations of the Graduate School of Medicine Committee. However, in the event of unforeseen circumstances and with prior permission from the Dean of the Graduate School of Medicine, an assistant examiner may act on behalf of the chief examiner. Further, an external examiner may be appointed, if necessary.
- (2) Deliberations on decisions to accept or reject a degree application are based on the content of the Public Thesis Review Committee and the results of the examination by the chief examiner;
- (3) Rejected degree applications are to be reapplied or re-reviewed by the Public Thesis Review Committee in accordance with the reasons for rejection.

#### 7. Main Paper Publication

The "unavoidable circumstances" referred to in Article 25, Item 2 of the Graduate School Regulations apply in the following cases:

- (1) When a doctoral thesis includes content that cannot be published online, such as three-dimensional representations;
- (2) When a doctoral thesis includes content that cannot be published online from one year after the day the degree was conferred for reasons such as copyright or personal information protection;

- (3) When the publication of the full doctoral thesis online may result in obvious disadvantages to the individual awarded the degree from one year after the day the degree was awarded for reasons such as appearance in an academic journal prohibiting publication, multiple appearances elsewhere, or a patent application;
- (4) When other objectively unavoidable circumstances arise.

## 8. Status of Students

### (1) General students

General students are students who study at university for four days or more in a week, and do not have any regular employment contracts with hospitals or companies.

### (2) Working students

Working students are students who have regular employment contracts with hospitals, companies or Fujita Academy and remain or are expected to remain in such employment status even after admission.

## 9. Acceptance of Graduate Students in Course-external Departments

- (1) Course-external departments may accept graduate students who are affiliated with the (course) departments in the Graduate School of Medicine. Students are dispatched to the course-external departments for instruction.
- (2) When graduate students who have received instruction in the course-external departments apply for degrees, they must co-author a paper with their (course) department and course-external department supervisors.
- (3) In the thesis examination, the course-external department supervisor may serve as an assistant examiner.
- (4) In proportion to the number of graduate students, each course-external department may receive an equivalent amount of the graduate student budget allocated to the (course) department.

## 10. Previous Research at Other Facilities

Previous research at other facilities is evaluated based on the number of researchers at the facility in question, the annual research funding, and the research achievements (i.e., annual reports, etc.) over the past three years.

- (1) Other facilities are to be universities, research facilities at universities, public institutes or equivalents.
- (2) Periods as research assistants or equivalents at (1) are not included.

## 11. Enrollment in External Courses

- (1) Students planning to enroll in courses at an external institution for thesis research must submit the designated request for permission to enroll in external courses and obtain permission.
- (2) Students intending to study at a research facility in a foreign country must also submit a request for permission to enroll in external courses mentioned in the

previous paragraph and obtain permission.

- (3) Regular graduate students may enroll in external courses for no longer than one year; for courses exceeding one year, the student must take a leave of absence.
- (4) Students may receive credit for their participation in a conference as enrollment in an academic subject in their specialist field by submitting notification of conference participation.

## 12. Prohibition of Other Full-time Work

Students must not engage in full-time work other than that approved by the university. However, this may not apply for students who have obtained permission to enroll in external courses for research purposes in accordance with the previous paragraph or for employed working students who have obtained permission to study by submitting a letter of permission to enroll.

13. Support for the doctoral degree-by-dissertation applicants from the Japan Society for the Promotion of Science Incorporated Administrative Agency (hereafter, the “Japan Society for the Promotion of Science”) is provided to researchers from Asian countries who wish to obtain doctoral degrees from a Japanese university through dissertations without enrolling in a doctoral course (known as RONPAKU).

## 14. Advanced Clinical Training for Foreign Students

- (1) To prevent any violation of the Medical Practitioners Act, advanced clinical training for foreign physicians is conducted in accordance with the Foreign Physician and Foreign Dentist Clinical Training System (Ministry of Health, Labour and Welfare).
- (2) Foreign physicians must be instructed by full-time faculty members who possess qualifications as medical instructors in the relevant clinical medicine field.
- (3) Foreign physicians must possess qualifications as training physicians in the relevant clinical medicine field.

## Supplementary Provisions

1. The matters agreed here are in effect as of April 1st, 1999.
2. Partial revision on November 1st, 2003
3. Partial revision on July 1st, 2007
4. Partial revision on March 1st, 2008
5. Partial revision on December 1st, 2008
6. Partial revision on April 1st, 2012
7. Partial revision on April 1st, 2013
8. Partial revision on June 1st, 2013
9. Partial revision on September 1st, 2013
10. Partial revision on April 1st, 2015
11. Partial revision on April 1st, 2016
12. Partial revision on October 1st, 2016
13. Partial revision on March 16th, 2017
14. Partial revision on April 1st, 2017

15. Partial revision on June 1st, 2017
16. Partial revision on October 1st, 2017
17. Partial revision on April 1st, 2018
18. Partial revision on April 1st, 2019
19. Partial revision on April 1st, 2020
20. Partial revision on April 1st, 2021
21. Partial revision on September 1st, 2021
22. Partial revision on April 1st, 2022
23. Partial revision on April 1st, 2023
24. Partial revision on June 1st, 2023
25. Partial revision on October 1st, 2023
26. Partial revision on April 1st, 2024
27. Partial revision on April 1st, 2025

# 学生生活について

## 1. 連絡・通知

大学からの連絡・通知はフジタネットアカウント（学籍番号）のメールアドレスに連絡します。災害等に伴う授業の休講・延期を決定した場合は見落としがないように十分注意して下さい。また、学生への個別連絡は電話、電子メール又は郵送にて行います。大学から緊急に連絡する必要が生じて連絡が取れないことがないように入学時と連絡先が変更になった際は、忘れずに届け出てください。

## 2. 学生証

学生証は、本学の学生である旨を証明し、学内で名札として使用するとともに、IC カードとして学内出入口の解錠や施設利用時としても在学中使用しますので、紛失・破損等のないよう大切に取り扱いして下さい。

### 1) 再交付

学生証を紛失又は破損等した場合は、速やかに学務課に申し出て、再交付の手続きをとって下さい。

### 2) 返却

修了、満了、退学、除籍となった場合は、直ちに学生証を返却して下さい。

## 3. 証明書等

証明書を希望する場合は、「証明書交付願」を学務課に提出して請求すること。郵送での申込みする際は、「証明書交付願」と返信用封筒（角型 2 号）に切手貼付のうえ、請求すること。なお、交付には和文で数日、英文で一週間程度を要することに留意してください。

## 4. 学生旅客運賃割引証（学割証）

1) 課外活動又は帰省などで JR 線を利用する場合、乗車区間が片道 100km を超えるときに旅客運賃の割引（2割）を受けることができます。希望する場合は、学生証を持参のうえ、大学 2 号館 3 階で各自発行してください。（年間使用限度：8 枚／人、有効期間：発行日から 3 ヶ月間）。

2) 次に掲げる行為があったときは、普通運賃の 2 倍の追徴金を取られるばかりでなく、本学の全学生に対する学割証の発行が停止されることがありますので、乱用又は不正に使用することのないよう注意して下さい。

① 他人名義の学割証を使って乗車券を購入したとき

② 名義人が乗車券を購入し、これを他人に使用させたとき

③ 使用有効期間を経過したものを使用したとき

## 5. 住所・氏名等の変更

本人又は保証人の住所・本籍又は氏名等（電話番号を含む）に変更が生じた場合は、速やかに学務課に申し出て所定の手続きをとって下さい。

## 諸届について

### 1. 休学

病気その他の事由により、就学を継続することが困難となり、休学しようとする場合は「休学願」を学務課へ提出（病気療養を理由とする場合は、医師の診断書を添付）し、手続きを行ってください。なお、休学期間は通算してそれぞれ所属する専攻の修業年限を超えることはできません。また、休学期間は在学期間に算入されません。

### 2. 退学

病気その他の事由により、学業を継続することが困難となり、退学しようとする場合は、「退学願」を学務課へ提出し、手続きを行ってください。

### 3. 復学

休学している学生が、休学期間途中もしくは休学期間満了時に復学を希望する場合は、「復学願」を学務課へ提出（病気療養からの快癒の場合は、医師の診断書を添付）し、手続きを行ってください。

### 4. 改姓（名）届

改姓・改名をした場合は、「改姓（名）届」を学務課へ提出してください。

### 5. 身分変更届

2 学年以上の者で、身分変更を希望する場合は、「身分変更届」と「就学承諾書」（社会人大学院生へ身分を変更する時のみ）または「就学承諾書」（一般大学院生へ身分を変更する時のみ）を学務課へ提出してください。なお、身分変更可能な期日は、原則 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回に限り、申請期限は、4 月 1 日変更は 2 月末、10 月 1 日変更は 8 月末です。※1 大学院生の身分については、「大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項 8」を確認してください。

※2 身分変更の理由を問わず、納入された学納金は返納されません。

### 6. 就学承諾書

2 学年以上の者で、一般大学院生から社会人大学院生への身分変更を希望する場合は、「身分変更届」と合わせて、「就学承諾書」を学務課へ提出してください。

※学務課への提出前に、本学医学部職員は所属する講座の長から、医学部を除く本学園職員および本学園以外で勤務する者は所属機関の代表者から承諾を得てください。

### 7. 就学誓約書

2 学年以上の者で、社会人大学院生から一般会人大学院生への身分変更を希望する場合は、「身分変更届」と合わせて、「就学承諾書」を学務課へ提出してください。

8. 授業料減額制度適用申請書

2 学年以上の者で、身分変更により授業料の減額を申請する場合は、「授業料減額制度適用申請書」を学務課へ提出してください。

※授業料の減額については、「藤田医科大学大学院医学研究科学費等減免規程（第5条および第6条）を確認してください。

9. 学会参加届

学会参加を授業科目（講義）の履修として申請する場合は「学会参加届」と「学会のパンフレット等(日程の分かるもの)」を学務課へ提出してください。

※本学職員の社会人大学院生は、大学院生として学会へ参加してください。

10. 学外履修許可願（博士課程のみ）

一般大学院生が指導教授の指示により、学外の施設で学位論文研究を行う場合、「学外履修許可願」を学務課へ提出してください。

※学外履修中は、医学セミナーのみ受講可能となります。

\*各種書式（1～8のみ）は、学生ポータルサイトからダウンロード可能です。

藤田医科大学トップページ→パーソナルページ→医学部学生ポータルサイト→大学院  
→事務書類ダウンロード



# 博士課程



## 修得単位・教育課程表

### 博士課程学生

	科目名	単位数	
		必修	選択
共通科目	医学セミナー	2	—
	選択式セミナー	2	—
	医学研究プロGRESS	2	—
専門科目	講義	6	(4)
	実習	12	(6)
	学位論文研究	6	—
		合計 30 単位以上	

### がんプロコース学生

	科目名	単位数	
		必修	選択
共通科目	がんプロフェッショナルセミナー	2	—
	選択式セミナー	2	—
	医学研究プロGRESS	2	—
専門科目	講義	4	(4)
	実習	11	(6)
	学位論文研究	6	—
がんプロ科目	次世代がん医療講義	2	—
	データサイエンス講義		—
	がんエキスパートパネル実習	1	—
		合計 30 単位以上	

### MeRIT コース学生

	科目名	単位数	
		必修	選択
共通科目	医学セミナー	2	—
	選択式セミナー	2	—
	医学研究プロGRESS	2	—
	ジョブ型研究インターンシップ	—	(1)
専門科目	講義	6	(4)
	実習	12	(6)
	学位論文研究	6	—
		合計 30 単位以上	

## 科目履修の概要

### 1. 修業年限

博士課程の標準修業年限は4年です。ただし、学則第39条に定めるとおり、3年以上在学し、優れた研究業績をあげ、所定の要件を満たした場合には、在学期間が4年未満であっても、課程を修了することができます。

### 2. 単位修得

在学期間中に合計30単位以上修得してください。第2学年までに30単位を修得することを推奨していますが、第3学年までには修得してください。

### 3. 履修科目

修得単位・教育課程表に記載の科目を履修してください。在学期間中に履修する科目について、予め指導教授へ相談し、学年のはじめ(4月末日)までに「履修科目届」を提出してください。

\*履修科目の詳細については、シラバスで確認してください。

藤田医科大学トップページ→学部・大学院→医学研究科→博士課程→医学研究科博士課程 シラバス

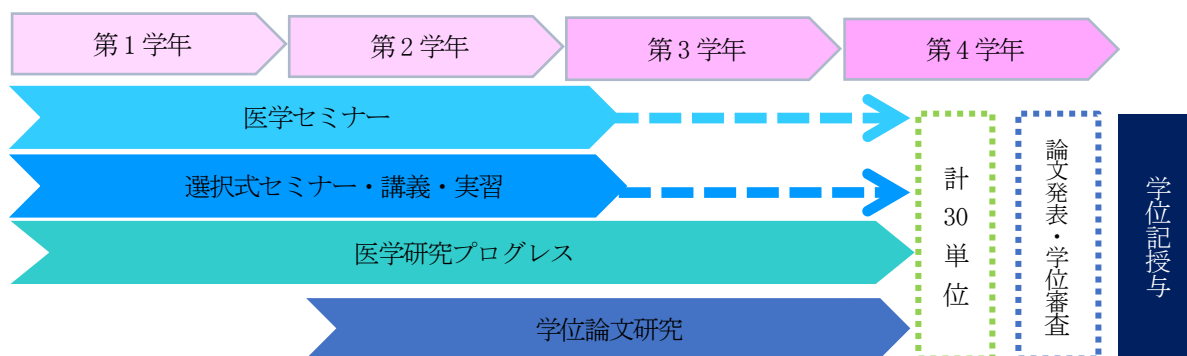
### 4. 履修期間

科目名	履修期間
医学セミナー 医学研究プログレス	通年(4~3月)
選択式セミナー 講義 実習 学位論文研究	前期(5~9月)および後期(10~2月)

### 5. 成績評価について

授業の構成単位をA(100-80点)、B(79-70点)、C(69-60点)またはD(60点未満)にて判定し、C以上を合格、Dを不合格とします。成績評価は、大学院学務情報システム上で公開します。

### 6. 履修モデル図



## 学位取得までの流れ

### 学位論文研究の学年次スケジュール

1年次	4月	研究テーマの検討
	5月	研究指導計画書の作成・提出
	6月～	倫理委員会等への申請
	随時	実験・調査の開始、学会発表の準備・発表
2年次	4月～	実験・調査の実行
	5月	研究実績報告書および研究指導計画書の作成・提出
	7月	学位論文公開審査委員会（前期）の聴講
	12月	学位論文公開審査委員会（後期）の聴講
	随時	学会発表の準備・発表、学位論文の作成または投稿開始
3年次	5月	研究実績報告書および研究指導計画書の作成・提出
	随時	学会発表の実施（学位論文研究の中間発表）、学位論文の作成または投稿開始
4年次	5月	研究実績報告書および研究指導計画書の作成・提出
	4月～8月	追加実験・調査結果の論文投稿
	10月	学位申請書類の提出、研究実績報告書の提出
	11月	学位論文受理審査
	12月	学位論文公開審査委員会
	1月	論文審査の最終合否審議
	3月	学位記授与式へ出席

### 学位論文審査のスケジュール

	学位申請者	大学院
	必要単位を修得	
10～11月	学位申請書類を提出	学位論文受理審査
		指導教授が論文審査委員を推薦
	学位論文の受理決定後、公表手数料を納入	
	学位論文公開審査委員会の開催日程調整	
	学位論文公開審査委員会の準備	
12月	学位論文公開審査委員会の開催	
1月		論文審査の最終合否審議
3月	学位記授与式へ出席	

\*学位論文審査については「藤田医科大学学位規程」および「大学院医学研究科 委員会の申し合わせ事項」を確認してください。

## 博士学位論文における評価の考え方

### 1. 基本要件

- 1) 博士論文は、学位を申請する者が、本大学院医学研究科博士課程ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものであること。
- 2) 博士論文は、他人の論文ないし研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- 3) 博士論文は、藤田医科大学学位論文申請要件を満たしていること。
- 4) 博士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- 5) 博士論文は、必要に応じて「医学研究倫理審査委員会」「組換え DNA 実験安全委員会」「動物実験委員会」等の承認を得て適正に行われた研究に基づき作成されたものであること。

### 2. 論文の構成

- 1) 論文の題目が適切であること。
- 2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 目的に沿った研究方法が記述されていること。
- 4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
- 5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
- 6) 目的に対応した結論が適切に導き出されていること。
- 7) 文献引用等が適切になされていること。
- 8) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

### 3. 内容

- 1) 分野において国際水準での十分な学術的価値を有すること。  
学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の創出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。
- 2) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、かつ高い独創性を有するものであること。
- 3) 選択したテーマと研究方法に従ってデータなどを的確に収集・処理していること。
- 4) 研究のプロセスに関して詳細に記載されていること。
- 5) 個々の図や表のデータの分析と解釈が詳細に記載されていること。
- 6) 論理的に一貫した構成と内容を有しており、高いレベルで完結性を有すること。
- 7) 1) から 6) までの項目に加えて、特筆すべき内容があれば、それも評価の対象とする。

## 学位申請要項

学位申請締切までに以下の学位申請書類を学務課へ提出してください。学位申請資料を学務課からデータで配布していますので、学位申請希望者は学務課へメール ([med-7@fujita-hu.ac.jp](mailto:med-7@fujita-hu.ac.jp)) で問い合わせてください。

### 1. 学位論文審査願

- 1) 「分野教授印」欄に指導教授の捺印を受けてください。
- 2) 「医学研究科長印」欄に医学研究科長の捺印を受ける必要はありません。

### 2. 論文目録

論文題名および和題名は誤りなく入力してください。

### 3. 学位論文要旨

- 1) 論文題名および和題名は誤りなく入力してください。
- 2) 1200字以上1500字以下で作成してください。

### 4. 学位論文

大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項3.「学位論文について」および4.「学位論文申請要件について」を参照のうえ、作成してください。

### 5. 参考論文

- 1) 大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項4.「学位論文申請要件について」に記載の条件②または③で申請する場合のみ提出してください。
- 2) 大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項3.「学位論文について」および4.「学位論文申請要件について」を参照のうえ、作成してください。

### 6. 共著者承諾書

- 1) 共著者に他の研究機関所属の者が含まれる場合のみ、その共著者へ「共著者承諾書」の作成を依頼し、当該論文を学位論文として使用することについての承諾を文書で得てください。  
※藤田医科大学病院やばんたね病院など、本学教育病院に所属している共著者については、「共著者承諾書」の作成を依頼する必要はありません。
- 2) 論文題名およびジャーナル名は誤りなく入力してください。
- 3) 共著者承諾書を提出できない場合、承諾メール（当該論文を学位論文として使用することについて共著者が承諾していることが確認できるメール）を代わりに提出してください。

### 7. 掲載予定証明書

- 1) 学位論文または参考論文が英文誌に掲載予定である場合のみ提出してください。
- 2) 掲載予定証明書を提出できない場合、アクセプトメール（論文がアクセプトされた旨を記したメール）を代わりに提出してください。

### 8. 学位論文の剽窃に係る届出書

- 1) 論文題名は誤りなく入力してください。
- 2) 「指導教授」欄に指導教授の捺印を受けてください。

### 9. iThenticate 結果レポート

- 1) iThenticate の利用時は、研究支援課へ事前申し込みを行ってください。
- 2) 結果レポートを両面・カラー印刷で出力し、提出してください。
- 3) チェックの結果、類似候補に自身の学位論文等が表示され、類似性が高く表示された場合も、そのまま提出してください。

10. 単位修得（見込）証明書

- 1) 「証明書交付願」と「証明書発行手数料券（大学院 その他証明書）」を学務課へ提出し、学位申請前に申し込みのうえ、事前に交付を受けてください。
- 2) 所定単位を未修得の場合、単位修得見込証明書の申請はできません。

11. 研究関連教育セミナー受講履歴記入フォーム【別添書式】

- 1) 受講セミナー名および受講日を入力してください。
- 2) 2023年度以降の大学院入学者で、授業科目「医学研究プロセス」の履修の一環で研究関連教育セミナーを受講済みの場合、提出不要です。

12. APRIN カリキュラム修了証

- 1) APRIN eラーニングプログラム（医学研究者コース）を受講後、カリキュラム修了証を発行してください。  
※カリキュラム修了証が有効期限切れの場合、再受講が必要です。
- 2) 2023年度以降の大学院入学者で、授業科目「医学研究プロセス」の履修の一環で履修報告システムにAPRIN カリキュラム修了証を提出済みの場合、提出不要です。

13. 学位審査公表手数料（金 20,000 円）

学位申請受理通知時に別途案内がありますので、指定の期日までに振込を行ってください。

※学位申請書類提出時に振り込む必要はありません。

## Credits and Classes

### For Students of Doctoral Course

	Subject Titles	Credits	
		Compulsory	Elective
Common Subjects	Medical Seminar	2	—
	Elective Seminar	2	—
	Medical Research Progress	2	—
Specialized Subjects	Lecture	6	(4)
	Training	12	(6)
	Dissertation Research	6	—
		30 or more (in total)	

### For Students of MeRIT Course

	Subject Titles	Credits	
		Compulsory	Elective
Common Subjects	Medical Seminar	2	—
	Elective Seminar	2	—
	Medical Research Progress	2	—
	Research Internship	—	(1)
Specialized Subjects	Lecture	6	(4)
	Training	12	(6)
	Dissertation Research	6	—
		30 or more (in total)	

## Introduction of Taking Classes

### 1. Standard Length of Doctoral Course

Doctoral students typically take four years to complete their degree. However, a student who has enrolled for more than three years with excellent research achievement and meets the prescribed requirements may accomplish the course in less than four years as stipulated in Article 39 of the Graduate School Regulations.

### 2. Credit Acquisition

You must earn 30 or more credits while you are at graduate school. It is recommended that 30 credits are earned by the end of your second year, or by the end of your third year at latest.

### 3. Subjects to Take

You should take subjects listed in Credits and Classes. Having a discussion about what subjects you need to take with your supervisor and submit "Course Registration" in the beginning of each grade.

\* Details of each class are in syllabus. You can find the syllabus on the university website.

Top page > English > Menu > Undergraduate School and Graduate School > Graduate School > Graduate School of Medicine > Doctoral Course > Graduate School of Medicine of Doctoral Course Syllabus

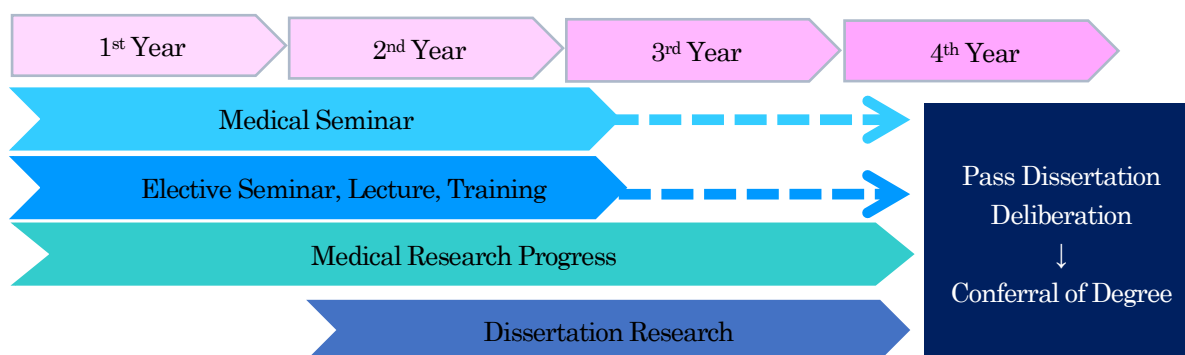
### 4. Period to Taking Subjects

Subject Titles	Enrolled in Spring	Enrolled in Autumn
Medical Seminar Medical Research Progress	All Year Round (April-March)	All Year Round (October-September)
Elective Seminar Lecture Training Dissertation Research	Spring Semester (May-September) and Fall Semester (October-February)	Fall Semester (November-March) and Spring Semester (April-August)

### 5. Course Model

You receive grades; A (100-80 points), B (79-70 points), C (69-60 points), and D (59-0 points). You can complete a class with a grade A, B, or C, and you cannot complete a class with a grade of D.

### 6. Course Model



## Steps to Complete Degree (For a Student Enrolled in Spring)

### Expected Schedule for Dissertation Research

1 <sup>st</sup> Year	April	Discuss the research topic with your supervisor.
	May	Create and submit Research Planning.
	From June	Apply for the ethics committee or others.
	As needed	Start an experiment or investigation. Prepare and make a conference presentation.
2 <sup>nd</sup> Year	From April	Conduct an experiment or investigation.
	May	Create and submit Progress Report and Research Planning.
	July	Observe the First Public Thesis Review Committee.
	December	Observe the Second Public Thesis Review Committee.
	As needed	Prepare and make a conference presentation.
3 <sup>rd</sup> Year	May	Create and submit Progress Report and Research Planning.
	As needed	Make a midterm presentation. Write and post the dissertation.
4 <sup>th</sup> Year	May	Create and submit Research Progress and Research Planning.
	April-August	Conduct additional experiments and re-post the dissertation.
	October	Submit degree application documents and Progress Report.
	November	Pass the eligibility examination.
	December	Have the Public Thesis Review Committee.
	January	Pass final dissertation deliberation.
	March	Attend degree conferment ceremony

### Expected Schedule for Dissertation Deliberation

	Degree Applicant	Graduate School
	Get 30 credits.	
October	Submit degree application documents.	Eligibility examination.
		Supervisor recommends thesis review committee.
	Make a payment of publication fee.	
	Arrange schedule for Public Thesis Review Committee.	
	Prepare for Public Thesis Review Committee.	
December	Hold Public Thesis Review Committee.	
January		Final dissertation deliberation.
March	Attend degree conferment ceremony	

\* For details of dissertation deliberation, refer to the Degree Regulation of Fujita Health University and the Matters Agreed Upon by the Graduate School of Medicine Committee.

## Steps to Complete Degree (For a Student Enrolled in Autumn)

### Expected Schedule for Dissertation Research

1 <sup>st</sup> Year	October	Discuss the research topic with your supervisor.
	November	Create and submit Research Planning.
	From December	Apply for the ethics committee or others.
	As needed	Start an experiment or investigation. Prepare and make a conference presentation.
2 <sup>nd</sup> Year	From October	Conduct an experiment or investigation.
	November	Create and submit Progress Report and Research Planning.
	December	Observe the First Public Thesis Review Committee.
	July	Observe the Second Public Thesis Review Committee.
	As needed	Prepare and make a conference presentation.
3 <sup>rd</sup> Year	November	Create and submit Progress Report and Research Planning.
	As needed	Make a midterm presentation. Write and post the dissertation.
4 <sup>th</sup> Year	November	Create and submit Research Progress and Research Planning.
	October-April	Conduct additional experiments and re-post the dissertation.
	May	Submit degree application documents and Progress Report.
	June	Pass the eligibility examination.
	July	Have the Public Thesis Review Committee.
	August	Pass final dissertation deliberation.
	September	Attend degree conferment ceremony

### Expected Schedule for Dissertation Deliberation

	Degree Applicant	Graduate School
	Get 30 credits.	
May	Submit degree application documents.	Eligibility examination.
		Supervisor recommends thesis review committee.
	Make a payment of publication fee.	
	Arrange schedule for Public Thesis Review Committee.	
	Prepare for Public Thesis Review Committee.	
July	Hold Public Thesis Review Committee.	
August		Final dissertation deliberation.
November	Attend degree conferment ceremony	

\* For details of dissertation deliberation, refer to the Degree Regulation of Fujita Health University and the Matters Agreed Upon by the Graduate School of Medicine Committee.

## Guidelines for Degree Application

Submit following documents to academic affairs by the specified deadline. If you plan to apply for a degree, send inquiry e-mail to academic affairs ([med-7@fujita-hu.ac.jp](mailto:med-7@fujita-hu.ac.jp)). Academic affairs send necessary data of application documents.

### 1. Application Form

- 1) Receive the seal of your supervisor in the space for the seal of the department professor.
- 2) You do not need to receive the seal of the dean of the Graduate School of Medicine.

### 2. List of Publication [Form 3-1]

Enter the titles of the dissertation and the name of the journal correctly.

### 3. Abstract of Dissertation

- 1) Enter the titles of the dissertation correctly.
- 2) You should create the abstract within the word limit (1,200 to 1,500 characters in Japanese or 200 to 400 words in English).

### 4. Dissertation

Dissertation should meet the attached “Thesis Application Requirements.”

### 5. Reference Paper

Reference paper should meet the attached “Thesis Application Requirements.”

### 6. Letters of Consent from Co-authors [Format attached]

- 1) If co-authors do not officially belong to Fujita Health University, ask them to create a letter of consent to gain agreement to use the dissertation for degree application.  
\*If co-authors belong to FHU, you do not need to ask them for a letter of consent.
- 2) Enter the titles of the dissertation and name of the journal correctly.

### 7. Certificate of Publication

Submit it if the dissertation is accepted and scheduled to be published.

### 8. Declaration Form for Plagiarism

- 1) Enter the title of the dissertation correctly.
- 2) Receive the seal of your supervisor in the space for the seal of the department professor.

### 9. iThenticate Report

- 1) Follow the application procedures suggested by the research support division to use iThenticate.
- 2) iThenticate report should be printed in color referring to the attached user’s guide.
- 3) Do not change or edit the content of the check report even if the titles of your own dissertations are listed as “primary sources.”

### 10. Certificate of (Expected) Credit Acquisition

Submit the application form (Form 5) to the academic affairs and receive the certificate.

### 11. Form for Research Related Educational Seminars

Fill in the titles of seminar and the dates you take.

12. APRIN Course Completion Report

All degree applicants must complete the course for medical researchers, APRIN e-learning program. After you finish the course, print the course completion report.

\*If the course completion report is not valid, you should take the course again.

13. Publication Fee (20,000 yen)

If the Graduate School of Medicine Committee accepts your dissertation, academic affairs will share detailed information. Please check that information and make your payment by the specified deadline.

\*You do not have to make your payment when you submit the application materials.



# 修士課程



## 修得単位・教育課程表

	科目名	1年		2年	
		前期	後期	前期	後期
共通科目	医科学概論	1	—	—	—
	人体形態学概論	2	—	—	—
	人体機能学概論	2	—	—	—
	社会医学概論	2	—	—	—
	生命科学特論Ⅰ	2	—	—	—
	生命科学特論Ⅱ	1	—	—	—
	医科学基礎演習	6	—	—	—
	医学セミナー*	(1)	—	—	—
	疾患モデル科学セミナー*	(1)	—	—	—
	医科学演習Ⅱ*	—	(1)	—	—
専門科目	医科学演習Ⅰ	—	1	—	—
	医科学研究	—	4	4	2
	医科学プログレス	1			
		合計 30 単位以上			

\*がついている3科目は選択科目です。3科目中2科目を選択し、履修してください。

## Subjects and Credits

	Subject Title	1 <sup>st</sup> Grade		2 <sup>nd</sup> Grade	
		Spring	Autumn	Spring	Autumn
Common Subjects	Medical Science	1	—	—	—
	Morphology	2	—	—	—
	Biological Function	2	—	—	—
	Public Health and Hygiene	2	—	—	—
	Advanced Life ScienceI	2	—	—	—
	Advanced Life ScienceII	1	—	—	—
	Basic Training	6	—	—	—
	Medical Seminars	(1)	—	—	—
	Animal Models for Human Diseases *	(1)	—	—	—
	Medical Science Training II *	—	(1)	—	—
Specialized Subjects	Medical Science Training I *	—	1	—	—
	Medical Science Research	—	4	4	2
	Medical Science Research Progress	1			
		30 credits or more (in total)			

Three subjects marked with \* are elective subjects. Select and take two of three subjects.

## 科目履修の概要

### 1. 履修科目

修得単位・教育課程表に記載の科目を履修し、在学期間中（2年）に合計30単位以上を修得してください。在学期間中に履修する科目について、学年のはじめ（4月末日）までに「履修科目届」を提出してください。

### 2. 履修期間と講義時間

履修期間について、前期を4～9月、後期を10～3月とし、次の講義時間に各科目を履修してください。

1限目 9:00～10:30	4限目 14:40～16:10
2限目 10:40～12:10	5限目 16:20～17:50
3限目 13:00～14:30	6限目 18:00～19:30
	セミナー他 17:30～19:00

### 3. 成績評価について

授業の構成単位をA（100-80点）、B（79-70点）、C（69-60点）またはD（60点未満）にて判定し、C以上を合格、Dを不合格とします。成績評価は、大学院学務情報システム上で公開します。

## 学位取得までの流れ

### 学位論文研究の学年次スケジュール

1年次	4月	履修科目届の作成・提出
	6月	希望する研究指導講座の申請
	7月	研究指導講座の決定・配属
	8～9月	研究指導教員と研究テーマの検討、研究計画立案
	10月～	研究指導計画書の作成・提出
	11月	倫理委員会等への申請、実験・調査の開始
	12月	学位論文公開審査委員会の聴講
2年次	5月	研究実績報告書および研究指導計画書の作成・提出
	6月～	学位論文の準備
	11月	学位申請書類の提出、研究実績報告書の提出
	12月	学位論文公開審査委員会（最終試験）
	1月	論文審査の最終合否審議
	3月	学位授与

### 学位論文審査のスケジュール

	学位申請者	大学院
	必要単位を修得	
10～11月	学位申請書類を提出	学位論文受理審査
		指導教授が論文審査委員（主査1名・副査2名）を推薦
	学位論文の受理決定後、公表手数料を納入	
	学位論文公開審査委員会の開催日程調整（主査・副査・学位申請者）	
	学位論文公開審査委員会の準備	
12月	学位論文公開審査委員会の開催	
		主査が論文審査結果を報告
1月		医学研究科委員会で最終合否審議（主査は出席必須、欠席の場合は学位授与延期）
3月	学位記授与式へ出席	

\*学位論文審査については「藤田医科大学学位規程」および「大学院医学研究科 委員会の申し合わせ事項」を確認してください。

## 修士学位論文における評価の考え方

### 1. 基本要件

- 1) 修士論文は、学位を申請する者が、本大学院医学研究科修士課程ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な内容を有するものであること。
- 2) 修士論文は、他人の論文ないし研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- 3) 修士論文は、藤田医科大学学位論文申請要件を満たしていること。
- 4) 修士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- 5) 修士論文は、必要に応じて「医学研究倫理審査委員会」「組換え DNA 実験安全委員会」「動物実験委員会」等の承認を得て適正に行われた研究に基づき作成されたものであること。

### 2. 論文の構成

修士論文は、以下の要件を満たす構成とする。

- 1) 論文の題目が適切であること。
- 2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 目的に沿った研究方法が記述されていること。
- 4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
- 5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
- 6) 目的に対応した結論が適切に導き出されていること。
- 7) 文献引用等が適切になされていること。
- 8) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

### 3. 内容

修士論文の内容は、以下の項目について評価する。

- 1) 分野において国際水準での学術的価値を有するか、それに準ずるものであること。  
学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の創出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。
- 2) テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究方法の選択が、先行研究を着実に踏まえて行われており、かつ高い独創性を有するか、それに準ずるものであること。
- 3) 選択したテーマと研究方法に従ってデータなどを的確に収集・処理していること。
- 4) 研究のプロセスに関して詳細に記載されていること。
- 5) 個々の図や表のデータの分析と解釈が詳細に記載されていること。
- 6) 論理的に一貫した構成と内容を有していること。
- 7) 1) から 6) までの項目に加えて、特筆すべき内容があれば、それも評価の対象とする。

## 学位申請要項

学位申請締切までに以下の学位申請書類を学務課へ提出してください。

### 1. 学位論文審査願

- 1) 「分野教授印」欄に指導教授の捺印を受けてください。
- 2) 「医学研究科長印」欄に医学研究科長の捺印を受ける必要はありません。

### 2. 論文目録

論文題名および和題名は誤りなく入力してください。

### 3. 学位論文要旨

- 1) 論文題名および和題名は誤りなく入力してください。
- 2) 1200字以上1500字以下で作成してください。

### 4. 学位論文

大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項3.「学位論文について」および4.「学位論文申請要件について」を参照のうえ、作成してください。

### 5. 共著者承諾書

- 1) **Thesis を学位論文として提出する場合、提出不要です。**
- 2) 共著者に他の研究機関所属の者が含まれる場合のみ、その共著者へ「共著者承諾書」の作成を依頼し、当該論文を学位論文として使用することについての承諾を文書で得てください。  
※藤田医科大学病院やばんだね病院など、本学教育病院に所属している共著者については、「共著者承諾書」の作成を依頼する必要はありません。
- 3) 論文題名およびジャーナル名は誤りなく入力してください。
- 4) 共著者承諾書を提出できない場合、承諾メール（当該論文を学位論文として使用することについて共著者が承諾していることが確認できるメール）を代わりに提出してください。

### 6. 掲載予定証明書

- 1) **Thesis を学位論文として提出する場合、提出不要です。**
- 2) 学位論文が英文誌に掲載予定である場合のみ提出してください。
- 3) 掲載予定証明書を提出できない場合、アクセプトメール（論文がアクセプトされた旨を記したメール）を代わりに提出してください。

### 7. 研究関連教育セミナー受講履歴記入フォーム

受講セミナー名および受講日を入力してください。

### 12. APRIN カリキュラム修了証

APRIN eラーニングプログラム（医学研究者コース）を受講後、カリキュラム修了証を発行してください。  
※カリキュラム修了証が有効期限切れの場合、再受講が必要です。



# 専門職学位課程

(2026 年度以降入学者)



## 修得単位・教育課程表

分野	科目名	単位数 (時間数)	1年		2年
			必修	前期	後期
公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	1(15)		1	
	社会行動科学	1(15)		1	
	環境健康科学	1(15)		1	
	疫学	1(15)		1	
	生物統計学	1(15)		1	
病院経営学	リーダーシップ・ガバナンス	2(30)		2	
	財務会計論・経営分析・コスト分析	2(30)		2	
	地域包括ケア・医療マーケティング	1(15)		1	
	医療経済学	1(15)		1	
	病院経営戦略論	1(15)		1	
	フィールドワーク	2(42)			2
病院管理学	病院管理学・機能評価	1(15)			1
	医療の質管理・患者安全・倫理	2(30)			2
	病院設計・施設設備・医薬品医療材料管理	1(15)			1
医療政策学	医療・介護制度論	2(30)			2
	診療報酬・介護報酬・関連法規	1(15)			1
	医療産業論	1(15)			1
総合学習	病院経営の実際・病院再編統合	1(15)			1
	実践的に考える組織・人材マネジメント	1(15)			1
	多視点から考える総合経営	2(30)			2
	課題研究	4(60)			4
合計修得単位数		30 単位		—	

## 修了要件および履修方法

### 1. 修了要件

修得単位・教育課程表に記載の科目を履修し、在学期間中（標準修業年限1年6か月）に30単位を修得してください。

### 2. 履修科目と単位

修得単位・教育課程表に記載された全ての科目が必修であり、それぞれの授業形態に応じ、単位数とコマ数が決められています。

- ・講義：24単位（1コマ90分とし、8コマで1単位、15コマで2単位）
- ・フィールドワーク：2単位（講義9コマ、実習12コマ）
- ・課題研究：4単位（30コマ）

### 3. 履修期間と講義時間

履修期間について、前期を4～9月、後期を10～3月とし、次の講義時間に各科目を履修してください。授業日程については、時間割（学務課より配付）を参照してください。

1限目 9:00～10:30      2限目 10:40～12:10      3限目 13:00～14:30      4限目 14:40～16:10

### 4. 授業の方法

授業は、実習（現地訪問）を除き、原則としてオンラインで行います。また、学生の復習及び授業内容の改善を目的として録画し、オンデマンドで視聴できるようにします。オンライン授業への参加方法及び録画の視聴方法については、別途案内します。

### 5. 成績評価

授業の構成単位をA（100-80点）、B（79-70点）、C（69-60点）またはD（60点未満）にて判定し、C以上を合格、Dを不合格とします。成績評価は、大学院学務情報システム上で公開します。

### 6. 成績評価に対する質問等

成績評価に関し質問がある場合には、申し出ることができます。その場合、速やかに科目責任者から回答を行います。また、成績評価に関し不服がある場合、申立てを行うことができます。その場合、本専攻で検討のうえ、申立ての容認の可否について医学研究科担当から回答を行います。

<質問・不服申立て先>

医学部事務部学務課医学研究科担当    メールアドレス：med-7@fujita-hu.ac.jp

### 7. 出欠の確認と欠席の取り扱い

授業開始時に科目責任者が出席を取ります。授業開始時間から20分を経過した時点で欠席となります。授業を欠席せざるを得ない場合（例えば、災害、事故、通信障害、親族の忌引き、学会発表等）は、科目責任者に相談し、その指示に従ってください。授業時間数の3分の2以上に出席しなければ、単位取得は認められません。出席の要件に関し疑問等がある場合は、科目責任者又は担任教員に相談してください。

## 学位取得までの流れ

下記の表は、専門職学位課程の標準修業年限（1年6か月）の間に、様々な授業科目を受講しつつ、課題研究成果物報告書を提出し、学位論文審査に合格したうえ、修士（専門職）の学位を取得できるまでの流れを示しています。

1年次	4月	履修科目届の提出、科目（前期）の履修開始
	6月	課題研究のテーマ等の検討開始
	10月	科目（後期）の履修開始
	10月10日	課題研究履修等についてオリエンテーション
	12月	フィールドワーク（現地訪問）
	11月～12月	指導教員と相談し、課題研究のテーマを決定、研究計画立案
	12月末	課題研究計画書を提出
	1月～	研究成果物の骨子案を作成
	2月6日	課題研究骨子報告会
	2月～	研究の進捗状況を踏まえ、指導教員と相談し、研究計画を見直し 課題研究中間報告会に向けて、中間報告案を作成
2年次	4月	科目（前期）の履修開始
	5月8・15日	課題研究中間報告会
	5月～6月	教員及び他の受講生からのフィードバックを踏まえ、研究内容を改善 課題研究成果物報告書の作成
	7月	課題研究成果物報告書を提出 課題研究成果物報告書受理の審議・承認
	8月7日	課題研究成果物報告会・学位論文審査委員会の実施 ※課題研究内容のプレゼンテーションと質疑応答
	8月下旬	大学院医学研究科委員会での学位論文審査結果の承認
	9月下旬	学位授与

## 課題研究における評価の考え方

### 1. 課題研究報告が具備すべき基本要件

以下の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本大学院医学研究科専門職学位課程（以下「本課程」という。）を修了し修士（専門職）の学位を申請する者（以下「申請者」という。）が、本課程のディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な内容を有するものであること。
- (2) 他人の論文及び研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- (3) 著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- (4) 必要に応じて、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に即して適切な手続きを経て行われた研究に基づき作成されたものであること。

### 2. 課題研究報告の評価の視点

以下の各項目の達成度について専任教員が総合的に評価する。

- (1) テーマは、公衆衛生学、特に病院経営学、病院管理学、医療政策学の基本を踏まえた上で、病院経営・管理又は関連する医療政策に関する複数の原案を申請者があらかじめ作成し、その中から本課程において履修してきた内容との関係性やテーマとしての重要性等との観点から指導教員と調整したものであること。
- (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 目的に沿った実践的な内容が記述されていること。
- (4) 目的に対応した考察と結論が適切に導き出されていること。
- (5) 文献引用等が適切に記載されていること。



# 専門職学位課程

(2025 年度以前入学者)



## 修得単位・教育課程表

	科目名	単位数 (必修)	1年		2年
			前期	後期	前期
基礎専門科目	リーダーシップ・ガバナンス	2	2		
	病院経営戦略論	1	1		
	財務会計論・経営分析・コスト分析	1	1		
	診療報酬・施設基準・関連法規	2	2		
	DPC・診療情報分析論	1	1		
	医療機能評価・JCI	1	1		
	医療情報・電子カルテ	1		1	
	医薬品・医療材料管理	2		2	
	病院設計・施設設備	2		2	
	地域医療・医療マーケティング	1		1	
	医療の質管理・患者安全・倫理	1		1	
	医療制度概論（医療法）・保険医療制度	2			2
	医療産業論	1		1	
応用専門科目	病院経営の実際・病院再編統合	2			2
	実践的に考える組織・人材マネジメント	1			1
	多視点から考える総合経営	1			1
	病院経営学・管理学課題研究	8			8
合計修得単位数		30			—

## 修了要件および履修方法

修了要件	標準修業年限：1年6か月。 必修科目および共通科目を在学期間中に、合計30単位以上修得すること。												
履修方法	教育課程表に記載される授業科目を時間割を参照し履修すること。 履修期間：前期は4月～9月、後期は10月～3月												
履修科目(単位)	※各科目の詳細はシラバスに掲載しています。シラバスは大学ホームページから各自ご確認ください(4月上旬掲載予定)。 <シラバスへのアクセス方法> 藤田医科大学トップページ → 学部・大学院 → 医学研究科 → 専門職学位課程 →2025年度以前入学の方はこちら→シラバス												
授業科目	必修科目 ・講義：18単位 単位修得時間：1コマ90分間とし、8コマで1単位、15コマで2単位 ・演習・研究：12単位 単位修得時間：1コマ90分間とし、15コマで2単位												
講義時間	授業は以下の時間帯に行う。 ※授業日程については、別紙「時間割」を参照 木曜日 18時00分～19時30分(6時限目) 19時40分～21時10分(7時限目) 土曜日 9時00分～10時30分(1時限目) 10時40分～12時10分(2時限目) 13時00分～14時30分(3時限目) 14時40分～16時10分(4時限目) ・授業および演習は原則オンラインで行う。※別紙「Zoom URL」を参照 ・対面による授業等が行われる場合は、授業担当教員より別途事前案内を行い、受講生の支障がないよう日程等を考慮する。												
講義のオンデマンド配信	授業内容は、受講生へのフィードバックおよび授業内容の改善を目的に録画し、受講生および講師に限定しオンデマンドで視聴可能である。 視聴方法は授業を通じて説明する。												
成績評価について	授業科目の成績は、以下の基準に従い、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>成績(評点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>80～100点</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70～79点</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60～69点</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60点未満</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>評価なし</td> </tr> </tbody> </table>	評価	成績(評点)	A	80～100点	B	70～79点	C	60～69点	D	60点未満	F	評価なし
評価	成績(評点)												
A	80～100点												
B	70～79点												
C	60～69点												
D	60点未満												
F	評価なし												
課題研究計画書・課程修了基準確認書について	1)「課題研究計画書」は、指導教員と受講生が十分な打合せの上作成し、1年次の期日までに学務課へ提出してください。 2)「課程修了基準確認書」は、2年次の学位申請時に学務課へ提出してください。 3)「課題研究計画書」を学務課に提出する際、受講生は写しおよびデータを保管し、2年次も参照すること。計画見直しに伴う変更は行ってよい。												
課題研究の履修報告	履修終了後、「履修科目申告票」をもとに認定いたします。												

## 学位取得までの流れ

1年次	4月	必修科目（前期）の履修開始
	7月～9月	研究テーマの検討
	9月	病院経営学・管理学課題研究履修等について説明
	10月～	必修科目（後期）の履修
	11月	病院経営学・管理学課題研究の決定 研究計画立案及び課題研究計画書を提出 課題研究の本格的指導開始
	11月～2月	研究の進捗発表会 研究の進捗状況により、研究計画を見直し、指導教員に報告
	3月	病院経営学・管理学課題研究中間報告会 教員および他の受講生からのフィードバックを踏まえ、課題研究の改善を図る
2年次	4月～6月	研究の進捗状況により、研究計画を見直し、指導教員に報告
	7月	課題研究報告書提出 課題研究報告書受理の審議・承認
	8月(第2土)	病院経営学・管理学課題研究成果報告会・学位論文審査委員会の実施 課題研究内容のプレゼンテーションと質疑応答
	8月下旬	研究科委員会での学位論文審査結果の承認
	9月下旬	学位授与

\*学位論文の審査については、藤田医科大学学位規程及び、大学院医学研究科委員会の申し合わせ事項に示す。

## 研究課題における評価の考え方

### 1. 基本要件

- 1) 課題研究報告は、修士（専門職）の学位を申請する者が、本大学院医学研究科専門職学位課程ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な内容を有するものであること。
- 2) 課題研究報告は、他人の論文ないし研究発表内容を侵害する内容を含んでいないこと。
- 3) 課題研究報告は、自身が所属する医療機関等を対象とする実践的な内容であること。
- 4) 課題研究報告は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害していないこと。
- 5) 課題研究報告は、必要に応じて「医学研究倫理審査委員会」等の承認を得て適正に行われた研究に基づき作成されたものであること。

### 2. 論文の構成

課題研究報告は、以下の要件を満たす構成とする。

- 1) 専門職学位課程の最終到達目標「地域社会に対する深い洞察と、国際標準の医療の質を見据えた健全な病院経営の実現」に沿ったテーマに関する内容であること。
- 2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- 3) 目的に沿った実践的な内容が記述されていること。
- 4) 目的に対応した考察と結論が適切に導き出されていること。
- 5) 文献引用等が適切になされていること。

### 3. 内容

課題研究報告の内容は、以下の項目について評価する。

- 1) 病院経営学・管理学分野において健全な病院経営を実践するための課題、それに準ずるものであること。
- 2) 選択したテーマと研究プロセスに関して詳細に記載されていること。
- 3) 論理的に一貫した構成と内容を有していること。
- 4) 1) から 3) までの項目に加えて、特筆すべき内容があれば、それも評価の対象とする。